

平成 28 年度第 2 回個人住民税検討会

日時：平成28年9月27日(火)16：30～

場所：総務省共用 5 階会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化
- (2) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び納税通知書の電子化
- (3) 個人住民税の現年課税化

3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 大山委員提出資料
- 資料 2 室委員提出資料
- 資料 3 さいたま市提出資料
- 資料 4 高橋委員提出資料
- 資料 5 個人住民税における特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について
- 資料 6 個人住民税の現年課税化について

マイナンバーを用いた 所得情報の的確な把握等について

川口市理財部次長兼市民税課長

大山水帆

Mizuho Ooyama

マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

1. 国税連携による名寄せ

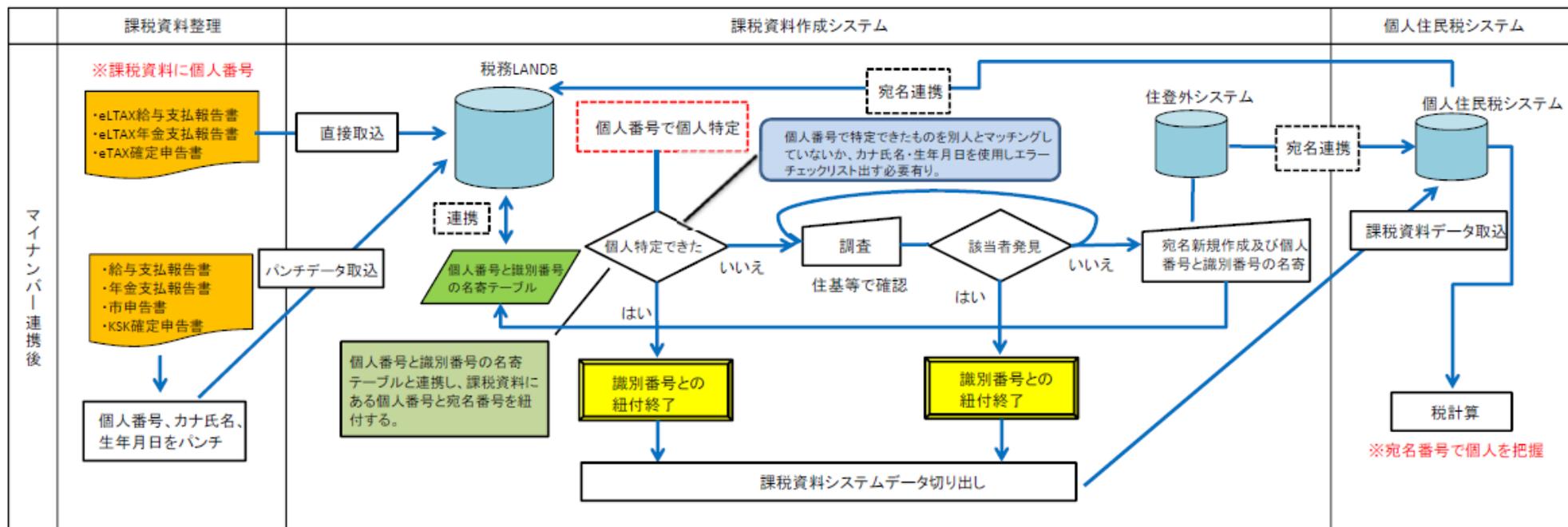
カナ氏名・生年月日からマイナンバーによる名寄せ
突合エラー件数の減少による事務処理の効率化

【課題】

マイナンバーを前提とした事務処理に変更

マイナンバーの未記入が多いと効果が出ない⇒広報・周知が重要

課税資料作成段階でマイナンバーから庁内宛名番号に変換。住登外者も必要に応じ新規作成
税システムへはマイナンバーは引き継がず、宛名番号で連携
扶養判定も課税資料作成システムで行う。



マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

2. 課税資料の名寄せ

課税資料は電子化されていても利用しにくい課題

- ・時期の問題ー 5月終わりで活用している時間がない
- ・アンマッチが多いー 氏名(漢字)のみ、生年月日なし

マイナンバー導入後

マイナンバーの記入があれば、アンマッチの課題は解決
課税決定までに提供されれば活用が進むのでは(3月くらい)

3. 情報連携の活用

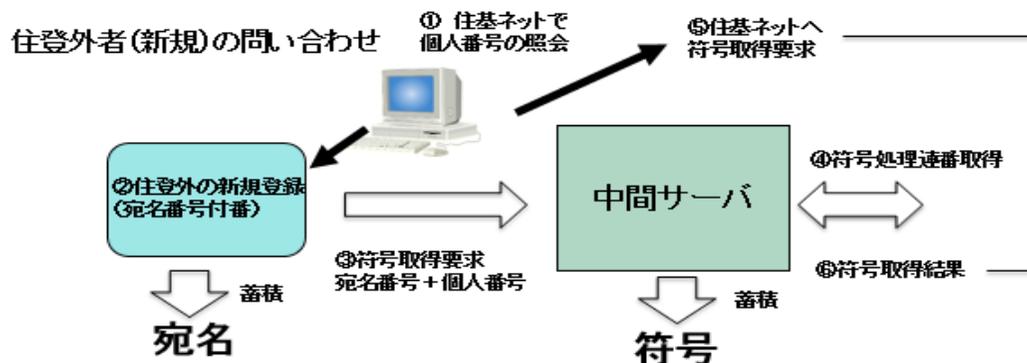
- ・扶養者の二重チェック

市内居住者はマイナンバーにより機械的にチェックが可能(現状は扶養情報と世帯情報で類推)
市外でも問い合わせにより、被扶養者であることの確認が一部可能に

【課題】

市外の場合、住所地で被扶養者として申告がないと未申告と同じデータとなる。

照会するためには、住登外者登録⇒機関別符号取得⇒照会 となるため、該当者でない場合には不要な住登外宛名と機関別符号取得履歴が増えていく



マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

4. 住基ネットの活用

- ・マイナンバーの真正性の確認
 - 市外の者のマイナンバー確認
 - ・扶養者の二重チェック
 - 扶養者のマイナンバーから照会先自治体を特定
 - ・税務調査
 - 1月1日時点の住所地、現在の住所地の確認
 - ・住登外課税者の住所地確認
- バッチ処理でも確認可能

【課題】

曖昧検索ができないため、検索キーは正確な入力が必要
=>マイナンバー記載されていれば解決
県外と県内で2回検索しなければならない

5. 年金特徴の名寄せ

- ・カナ氏名、生年月日でマッチングから、マイナンバーによるマッチングへ。

住登外課税者への対応

住登外課税者に係る所得情報を情報提供ネットワークシステムで問い合わせる場合、所得情報欄に課税団体情報(市町村コード等)を登録する。

【課題】

- ・所得情報欄に課税団体情報(市町村コード等)を登録すると、同じ項目でも、場合により異なる意味を持つこととなる。 合計所得金額 ⇒ 市町村コード
- ・データ提供側のプログラム改修が必要。
- ・すべてのデータ受け取り側のプログラム改修が必要。
- ・データ標準を利用する者すべてにルール周知と徹底が必要
- ・データそのままを利用することはできず、必ず判断が必要。



データ項目の使いまわし、マルチレイアウトはシステム設計上避けるべき(特に情報連携)
課税自治体がわからないリスク < 情報提供ネットワークシステムに項目の使いまわしがあるリスク

項番	特定個人情報項目コード	版番号	データ項目						データ型	データ型が文字列型の場合の構成文字種	データ長		繰り返し	データ項目説明
											桁数	可変/固定		
4	TK0000020 0000040	1.0	合計所得金額						数値(long)	-	13	可変	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法上の合計所得金額を指定する。 ・合計所得金額及び各所得項目全てセットすること。(0~9999999999999) ・住登外課税者の場合、「9999999+市町村コード(6桁)」をセットすること

住登外課税者への対応 ①職権転送方式

住基のない者に対する居住実態の把握及び地方団体間での協議を、給与支払報告書を受理後、税額通知を行うまでの間に全て行うのは、時間的に厳しい。

- ・課税決定までギリギリの日程であり、残業も多い。
- ・現状では1月1日現在の住所地の調査が困難。
- ・そのためそのまま住登外課税として通知していることが多い。
- ・DV被害等を理由に住基を異動していない場合への個別対応が必要。

①職権転送方式、

- ・市町村間の転送件数の増加による事務量の増加。
=>事業者の負担増はもちろんであるが、市町村の負担増も避けてほしいところ。
- ・居住実態の把握が十分に行われず、居住実態のない住基地で課税されることの懸念。
=>通勤手当の関係で居住実態のある住所を会社に届けていることが想定され、再度給与支払報告書の返送や特別徴収義務者への再通知が発生し煩雑。
- ・基本的に住基地で課税することになり、住登外課税団体の税収面の影響が大きい。
=>住所地課税となることによる税収減少
- ・給与支払報告書提出時に、特別徴収義務者で住基地を確認してもらう方法も考えられるが、特別徴収義務者に理解を得る必要がある。=>理解が得られないのではないか
=>年末調整を11月に行っているため、1月1日の住所の把握が困難。



**職権転送方式を採用するならば、基本的には住所地で課税とするなど
居住地課税の考え方の見直しが必要**

住登外課税者への対応 ②事前協議方式

②事前協議方式

- ・市町村間の事前協議通知(住民登録外課税通知の早期化)の発送による繁忙期の事務増加。
=>①と同様
- ・①に比べると、住基地課税の推進は進まない恐れがある。
- ・課税資料が3以上の市町村に存在する場合において、その集約が困難。
- ・住所地の把握が困難
=>住基ネットにより把握可能に。



**現状の運用に近いため、住所地課税に移行する場合の過渡期の取り扱いとして違和感はない
住所地課税には適切な住民基本台帳への記載が必要**

赴任の期間が1年以上の場合 =>住所変更が必要
生活の本拠が住所地 =>住所地課税

(生活保護の例)

- ・住民登録、マイナンバーの提供は保護の要件とはしていないこと。
- ・住民登録のない者については、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行うこと

第2回 個人住民税検討会

議題 マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握及び
住登外課税者への対応について

横浜市 税務課長 室 雄司

平成28年9月27日

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、社会保障・税番号制度の導入を前提としている内容であるが、同制度における情報連携のスキームに不確定な部分が多く、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。

(論点1)マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握について

1 現在の所得捕捉方法

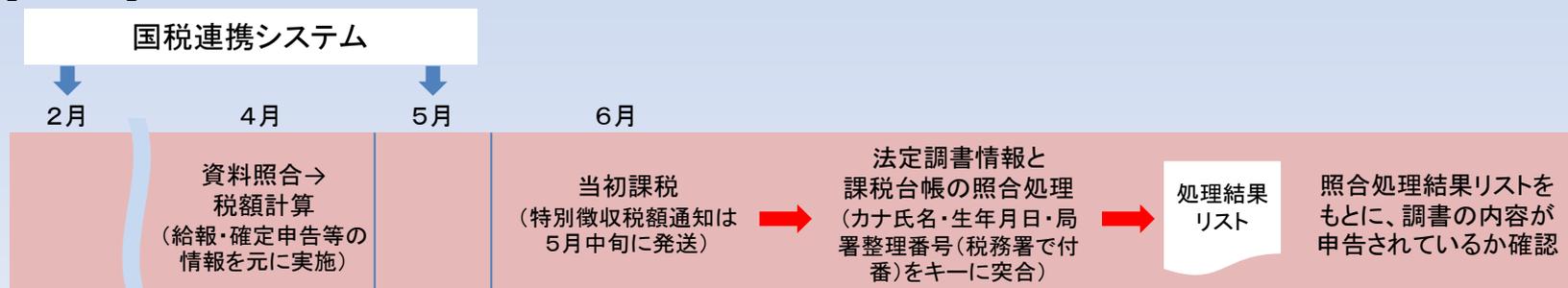
- ・当初課税は給与支払報告書(以下、給報という)・年金支払報告書(以下、年報という)・確定申告書・市県民税申告書で資料照合。 → 4月中に税額計算。

資料照合概要:住所・氏名・生年月日をキーとして課税資料を名寄せ

給報・年報	給与収入額(年金支払額)・給与所得・社会保険料控除・生命保険料控除・住宅ローン控除・各種人的控除	同一人の資料間の情報を照合し、名寄せ
確定申告書	各種収入・各種所得・各種控除	
市県民税申告書	各種収入・各種所得・各種控除	

- ・法定調書(国税連携システムでデータ連携)のうち、利子等、配当等、報酬等は2月と5月、給与等、年金等は5月に連携し、大半を本市税務システムの処理対象としている(すでに源泉徴収が行われている利子等を除く直近3年分)。
- ・当初課税後に、法定調書と課税基本台帳等の照合結果をリスト出力、確認後、未申告者には申告の慫慂、賦課期日時点で他市町村居住の場合はリストの該当部分を複写し、回送。

【イメージ】



(論点1)マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握について

2 マイナンバー導入後の所得捕捉方法

- ・基本的には現行の事務と変更はない。
- ・システムによる課税資料や、法定調書と課税台帳等との照合処理時において、補助キーとしてマイナンバーを利用。
(記載されているマイナンバーの真正性の観点から、マイナンバーのみで個人の特定は行わない)

3 マイナンバー導入による効果と課題

(1) 効果

- ・法定調書と課税台帳照合時の突合割合の上昇
→ これまで調書に記載された氏名や住所では突合できなかった対象者(文筆者等がペンネームと事務所等の住所で資料提出した場合など)について、マイナンバーにより特定が可能になるケースも。
- ・他都市への情報確認、情報提供の円滑化
→ マイナンバーにより住基地が特定できるため、住基地での課税状況の把握など、事務の円滑化が見込まれる。

(2) 課題

- ・マイナンバーによる突合
→ 調書に記載されている氏名や住所が、住基登録されている氏名や住所と異なる場合(調書には生年月日の記載がない場合もある)、マイナンバーが一致しても本人であるかどうかの確認が困難(真正性確認自体はすでに個人番号関係事務実施者が実施済みではある。)

(論点2)住登外課税者への対応について

1 現状

- ・平成28年度 住登外課税通知発送件数:4,903件※
※当初課税時にシステム出力された通知件数のため、最終件数ではありません。
- ・平成28年度 課税台帳登録住登外者数:21,237人(非課税者含む※)
※課税資料が提出され、税額計算の結果で非課税になった者を含む。
(参考)平成27年度 住登外課税対象者:8,707人、住登外課税通知発送件数(当初課税時点)5,614件

【参考】

<個人住民税における納税義務者>

- ・市町村内に住所を有する個人(地方税法第294条第1項第1号)

<「住所を有する個人」とは>

- ・住民基本台帳の適用を受ける者については当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
(地方税法第294条第2項)



住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する場合

- ・住民基本台帳に記録されているものとみなしてその者に市町村民税を課することができる。この場合において
(中略)その旨を他の市町村の長に通知しなければならない。
(地方税法第294条第3項)

<「住所を有する場合」とは>

- ・個人住民税における住所の概念は、地方税法上に特段の規定はなく、「各人の生活の本拠」として生活の場所的中心をいうものとする民法の規定(民法第22条)によっている。

(論点2)住登外課税者への対応について

2 実務(特別徴収の場合)

【前提】

税額通知発送(5月中旬)のため、4月中旬までに住所を確認する必要がある。

【流れ】

- ①給報記載の住所と、1月1日時点の住基情報に基づき作成した課税台帳を突合。
(～3月末まで)
- ②突合の結果、課税台帳に存在しない者について、本人や給与支払者に照会。
(～3月末までに実施、回答期限は4月中旬)
- ③照会結果等により、住基地自治体への資料回送又は住登外課税を実施。
- ④住登外課税通知発送(住登外課税を実施する場合)(6月中～下旬)

照会の結果、住基地が判明しない場合においては、期限内に提出された給報に対しては、課税を行うべきという考えから、給報記載の住所を居所とみなし、課税を行っている。

【参考】

地方税法第317条の6

給与の支払を受けている者について(中略)1月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(論点2)住登外課税者への対応について

3 情報連携ネットワークシステムを利用した住登外課税者情報の取得

【前提】

- ・情報提供ネットワークシステム(以下、情報提供NWSという)は、照会先自治体を指定しないと情報が取得できない。
- ・マイナンバー(真正性が確認できている場合)から住基地自治体は特定可能。
- ・住登外課税の有無は住基地自治体及び課税実施団体のみ情報を保持。
- ・照会元が情報提供NWSを利用して正確な情報を取得するため、住基地自治体において、住登外課税実施団体の自治体コードを副本に登録する。

(1) 課題1 副本登録のスケジュール構築

- ・住登外課税通知の発送タイミングが、各自治体によって異なる。
→ 住基地自治体における副本登録のタイミングにずれが生じる。
 - ・複数自治体から住登外課税通知が送付されてきた場合、協議の結果、副本登録の修正が必要になるケースが生じる。
→ 照会するタイミングで副本に登録されている課税実施自治体の情報が異なる可能性がある。
- ⇒ 全国の自治体で共通する運用ルールが設定可能か。

(論点2)住登外課税者への対応について

(2) 課題2 システム構築等の期間の確保

- ・課税団体情報の登録に係る具体的な項目の利用方法等が未提示。
→ システム設計や見積が実施できない。
- ・副本登録データの作成方法によってはシステム改修が生じる。
→ 課税台帳の情報を基に、副本登録を実施している場合、課税台帳上に住登外課税実施対象者である旨の情報を保持していないと、別途当該情報を台帳に入力・保持させるか、通常と異なる形で副本登録の処理を行う必要が生じる。
- ・副本情報を利用する社会保障担当部署への周知期間が必要。
→ 副本データレイアウト上の特定項目に住登外課税実施自治体情報が記載されていることを周知しないと、正確な利用ができない。また、社会保障担当部署でデータ取得に係るシステムの改修が必要になる可能性がある。

(3) まとめ

29年7月には情報提供NWSを利用した連携が開始されるが、それまでにシステム改修(予算確保含む)や、全国的な副本登録に係る運用ルールの策定、社会保障分野への周知が可能なのかが懸念される。

(論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

【前提】 住基地課税推進の目的

情報提供ネットワークによる情報連携のために、住基地に情報を集約する。

1 提示案の分析

I 案の方向性: 住基地課税の原則を強化する

II 案の方向性: 現行の住登外課税を継続

	メリット	課題
I 案	住基地自治体が判明した時点で居所の実態と関係なく資料回送可能 (居住実態に係る調査の軽減)	<ul style="list-style-type: none">・給与支払者等への通知事務の新設による事務量増 (eLTAXによる通知の想定だが、電子申告を利用していない事業者には郵送等による通知が必要) (通知後の訂正による再通知や資料の回送が発生)・回送後に訂正給報が提出された場合、再度の資料回送が必要 (通知送付前に訂正給報が出されるケース)・収納事務(滞納整理)への影響 (課税後に普通徴収繰入が行われた場合、遠隔地での滞納整理が必要となるケースが発生)
II 案	通知の早期化を除き、現行の事務と大きな差異がない	<ul style="list-style-type: none">・通知の早期化による協議 (自治体によってはスケジュール上困難になることが懸念される)・複数自治体からの通知や通知後の住基地への申告の発生 (再協議がスケジュール上可能か懸念される)・給報の回送 (eLTAXによる資料回送のために紙媒体をデータ化する必要が生じるため新たなシステム構築が必要)

(論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

2 共通課題

(1) eLTAXを中心とした回送や通知への対処

→ システム改修や運用準備のための期間・予算が必要。

制度の仕様確定から実施までに一定の準備期間を見る必要が生じる。

(2) 住登外課税の実施のための事前協議

→ 現行の実務では、当初課税後に通知、問題がある場合(住基地に申告がある場合など)に協議を実施しているため、当初課税に対応可能なスケジュールが構築可能か。

(3) DV等の取扱いルールの方策

→ DV等の理由により住基地を移していない場合は、住基情報にDVの情報が登録されていないことが想定されるため、適正な取扱いのためのルール策定が必要。

(論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

3 検討案に係る課題の整理

I案・II案ともに、実務面での対応や、事務の効率化の面で課題が存在することから、課題解決のための方策が求められる。

(1) 住基地課税の強化の場合(I案)

課題① 給与支払者への通知や住基地自治体への資料回送事務の発生

【解決のための方策】

新たな事務の発生を回避し、住基地課税を推進するために、給与支払報告書の提出先(1月1日時点の住所地)を「1月1日時点の住基地」に変更する。

→ 給与支払事務に必要なない住基地の把握が事業者が発生する。
(マイナンバーの確認の際に住基地自体は把握可能)

→ 中長期的には、マイナンバーをもとに給与支払報告書を振り分け、総括表を自動作成する給報提出用システムを構築することで、負担軽減は可能。

課題② 住民税のあり方の整理

居住実態によらず、住基地自治体で課税することとなるため、これまで「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有するとされてきた住民税のあり方について整理する必要がある。

(論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

(2) 現行の住登外課税の継続の場合(Ⅱ案)

課題 事前協議等の新たな事務の発生及び実施可能なスケジュールの調整

【解決のための方策】

あくまで居住実態に基づき、事業者から給与支払報告書が提出されていると考え、提出先自治体での課税を原則とし、現行通り当初課税後に調整する。

- 住基地課税は推進されず、情報提供ネットワークの利用にあたり、副本に課税団体情報を保持する運用を継続する必要があり、情報提供ネットワークの照会タイミングによっては課税団体が把握できない。
- 中長期的には情報提供ネットワークへの照会を、マイナンバーのみで実施できるよう、システムを再構築する必要がある。
(これにより、遠隔地扶養に係る情報連携の課題も解消可能)



さいたま市

資料3

所得捕捉調査 概要

平成28年9月27日(火)
財政局 税務部 市民税課



1章 所得捕捉調査手法の紹介

さいたま市PRキャラクター
つなが竜 スウ



調査手法の紹介①

◎手法

法人市民税の申告から、さいたま市に在住している可能性がある従業員がおり、かつ給与支払報告書を提出していない事業所に対し、地方税法第298条(質問検査権)に基づき、給与支払報告書等の提出を依頼する手法である。

◎効果

抽出時間や、調査時間に対し、過分に労力を割くことなく、所得が捕捉可能である。法人市民税の申告書を参考に調査を行えるため、情報に信憑性があり、事業所への説明が容易である。

メリット

- 他の調査に比べ費用対効果が高い。
- 対象事業所が明確なため、苦情を受けない。

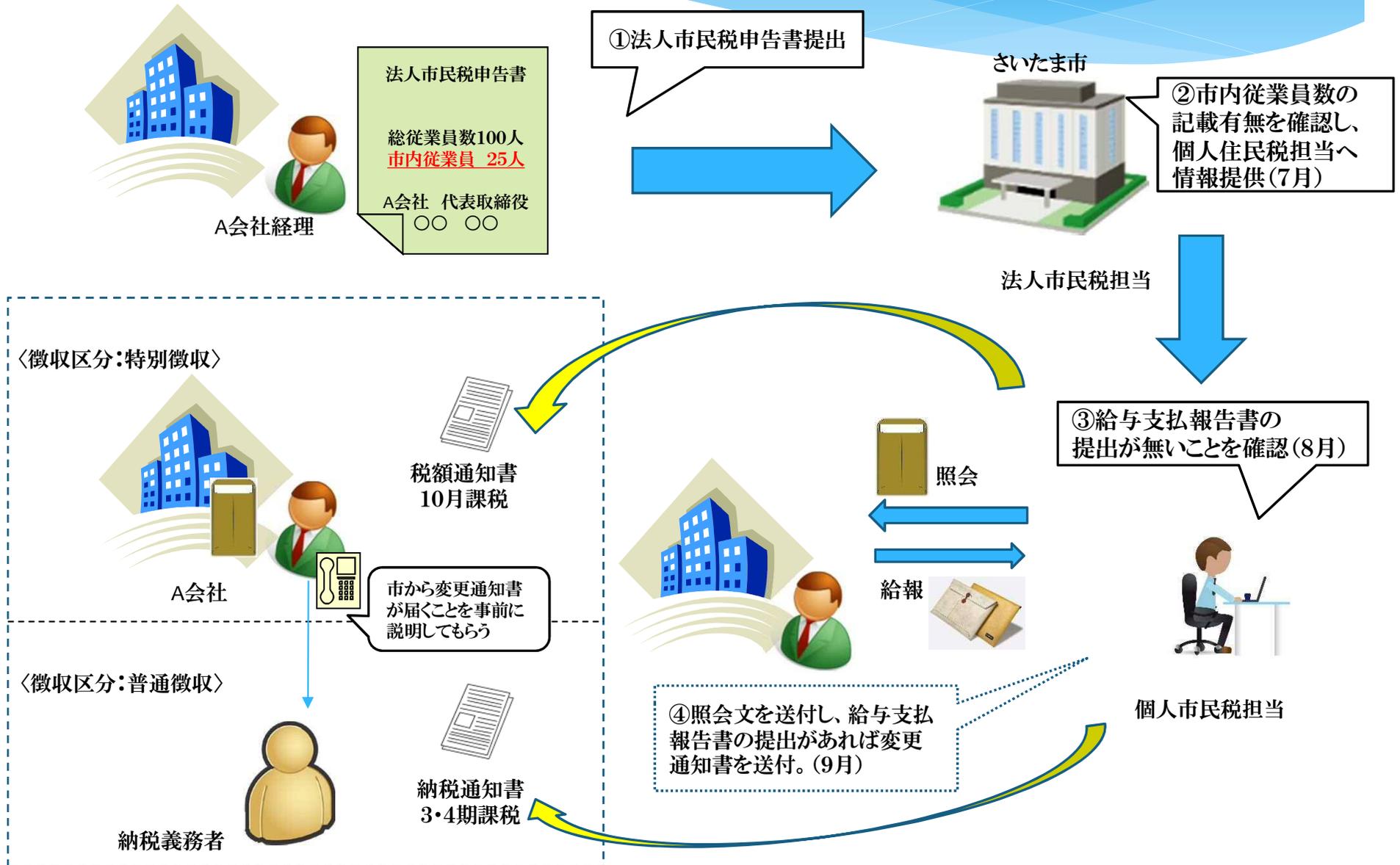
デメリット

- 対象事業所数が少なく、年度により、調定額に差がある。
- 過年度分の課税更正により納税義務者の負担感は増大する。

年度	個人市民税 納税義務者数
H27年度	612,403人
H26年度	603,476人

年度	法人市民税 申告書	事業所数	対象者数	課税者数	個人市民税 調定額
H27年度	26,296件	25事業所	233人	78人	6,947千円
H26年度	30,198件	22事業所	506人	195人	9,867千円

スキーム図①



調査手法の紹介②

◎手法

前年に提出された市民税・県民税申告書において、源泉徴収票のみ添付され、控除等の申告が無い場合に、源泉徴収票記載の給与支払者に総括表を発送する。

◎効果

総括表を発送することで給与支払報告書の提出を促し、他の従業員所得が捕捉可能となり、更なる税収確保に資する。

メリット

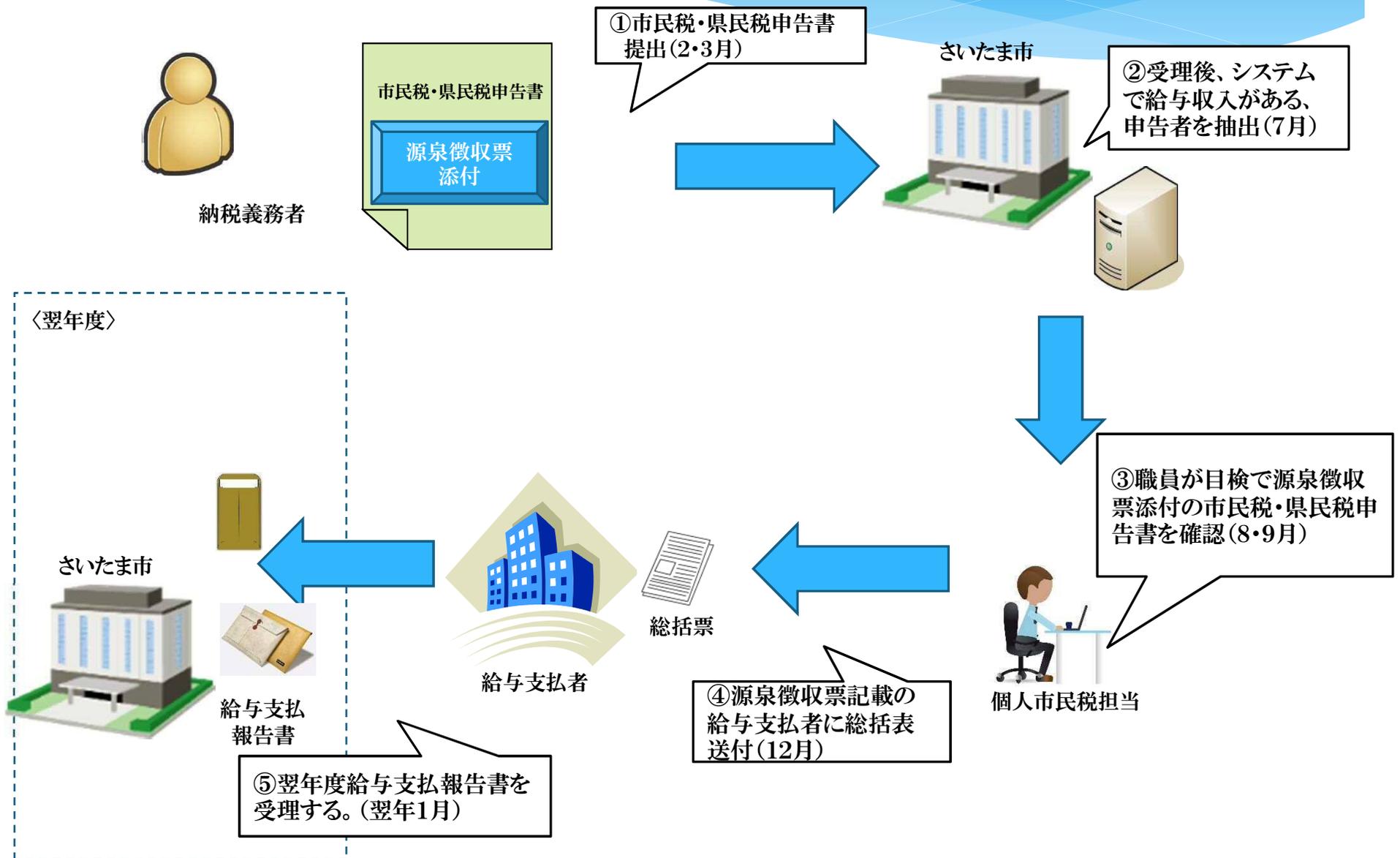
- 給与支払報告書の提出について促せる。(法令遵守)
- 他の従業員所得が捕捉可能となる。

デメリット

- 給与収入がある市民税県民税申告書をシステムで抽出後、目検で源泉徴収票の添付について確認する必要がある。

年度	対象市民税申告書数	事業所数	対象者数	課税者数	個人市民税調定額
H27年度	1,094枚	264事業所	788人	475人	39,378千円
H26年度	709枚	120事業所	139人	120人	16,069千円

スキーム図②



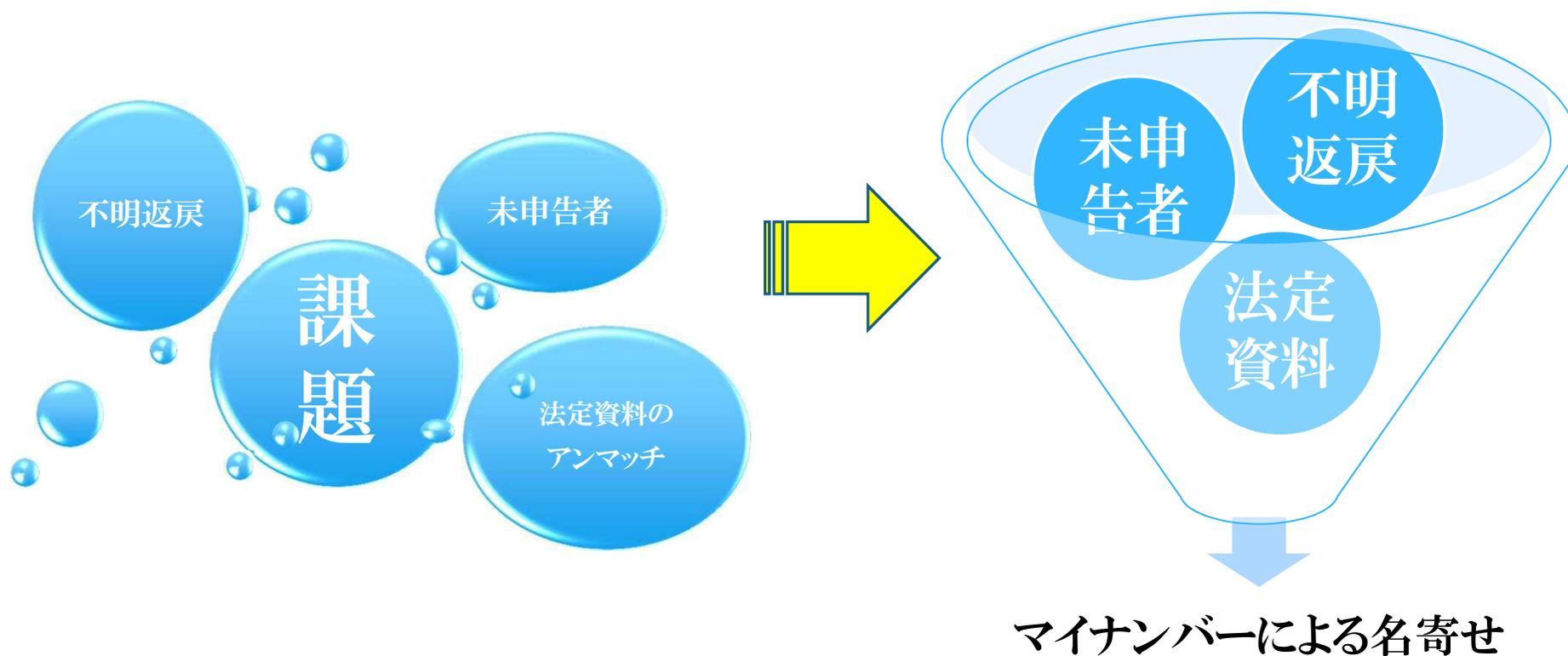
2章 マイナンバーを利用した 所得捕捉手法の紹介

さいたま市PRキャラクター
つなが竜 スウ



マイナンバーを用いた所得捕捉

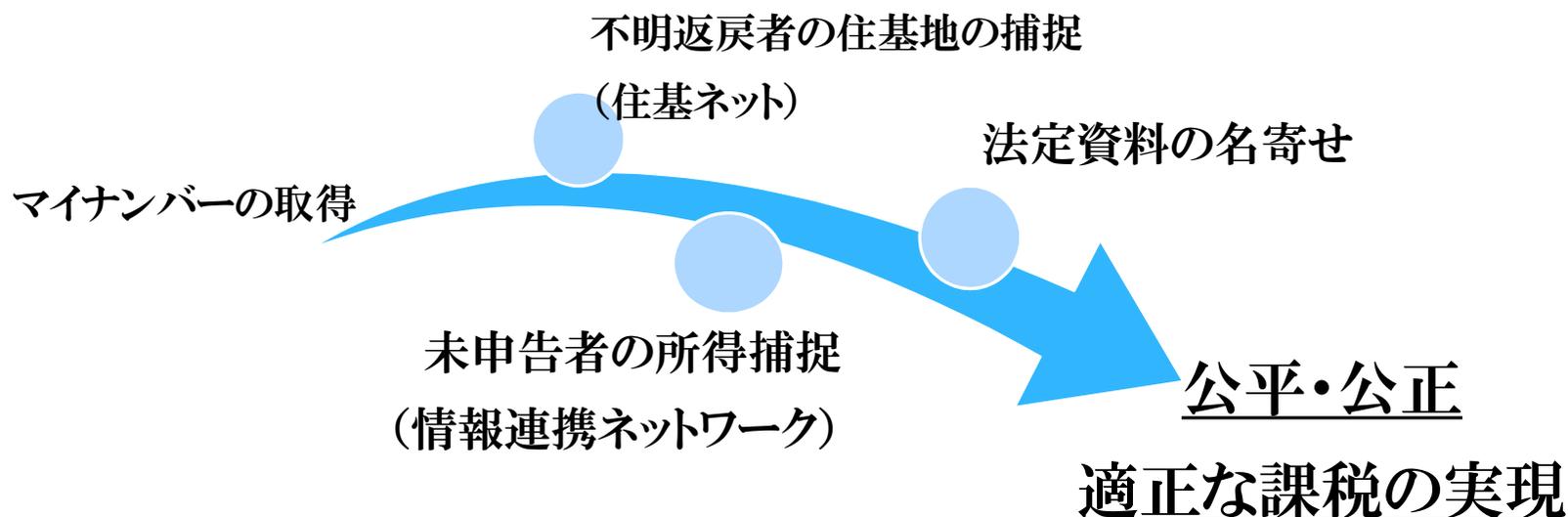
マイナンバーの導入により、従来課題であった「不明返戻」「未申告者」「法定資料のアンマッチ」についてマイナンバーによる名寄せにより、全て網羅的に解決することが可能となる。



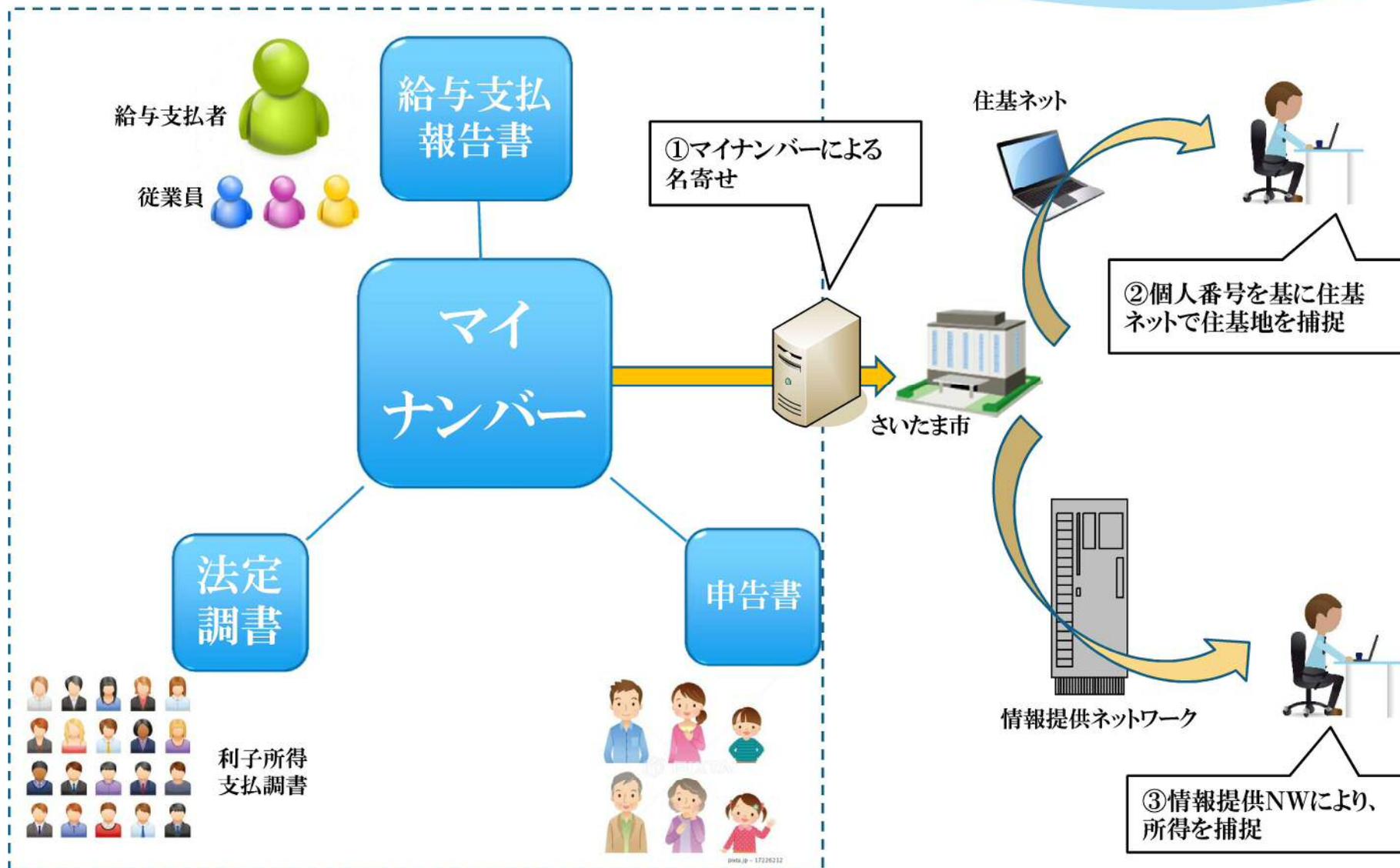
マイナンバーを用いた所得捕捉

マイナンバーの取得により、住基ネットを用いた「住基地の捕捉」が可能となり、「不明返戻者」が減少する。

更にマイナンバーを基に、情報連携ネットワークにより住基地に照会することにより「未申告者」の捕捉が可能となり、「法定資料の名寄せ」と併せ、より所得の捕捉が可能となる。



概念図



マイナンバーを用いた新たな手法

◎手法

法定資料の個人番号・法人番号を用いて名寄せを行い、源泉徴収票と給与支払報告書を突合し、給与支払報告書の提出がない事業所に対し、照会を行う。

◎効果

現在はデータ化された源泉徴収票が、国税連携により取得できるが、突合キーがカナ・氏名のみであり、著しく効率が悪く、調査を行っていない。

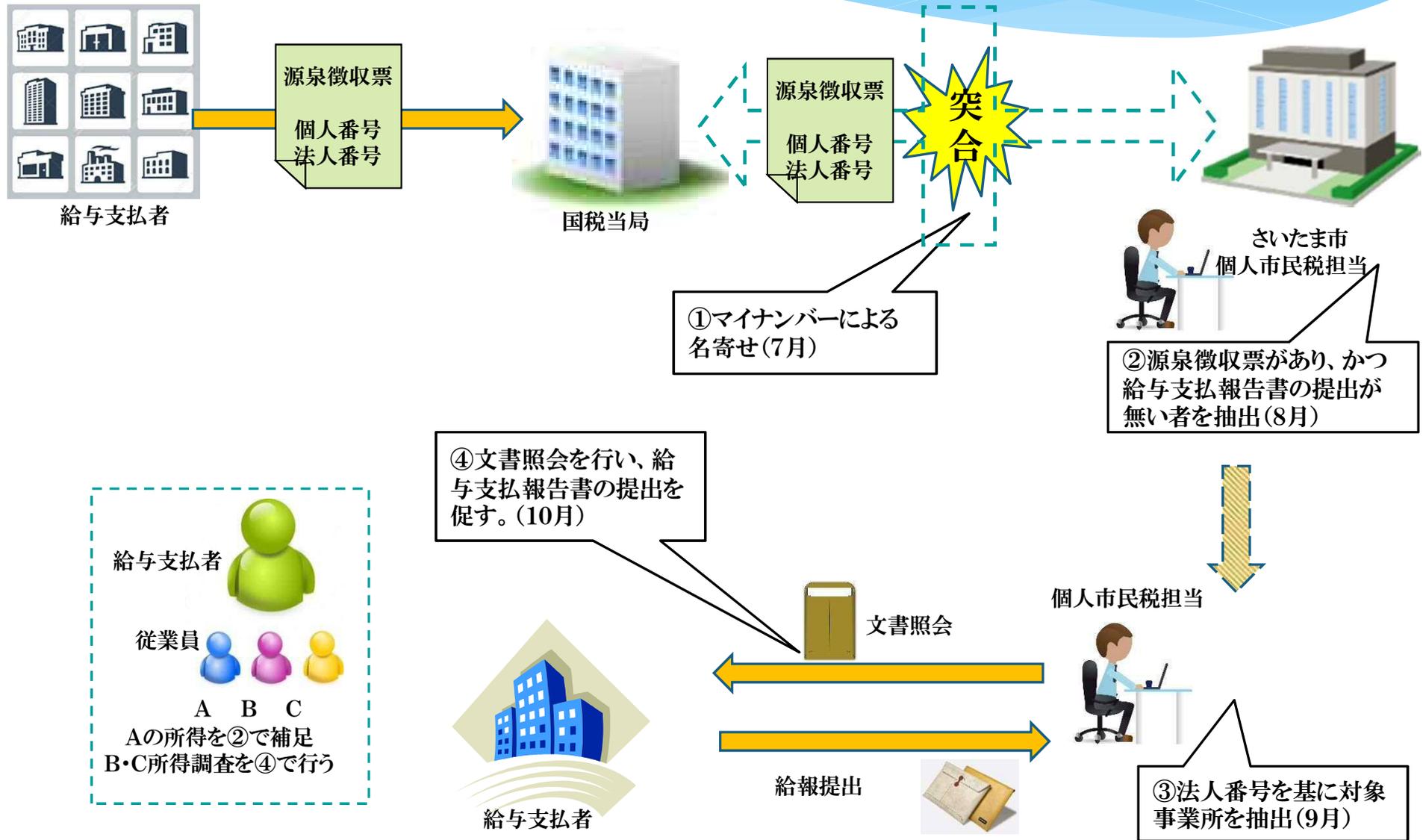
平成29年度からは個人番号を用いて名寄せを行えることから、該当者の捕捉が簡易である。また事業所についても法人番号を用いて名寄せを行い、他の従業員についての所得も捕捉可能となる。

◎課題

現時点で80万件以上給与支払報告書を受理しているが、国税で連携される源泉徴収票は僅か1万件程度であり、現在所管税務署に問合中である。

また、今後「収支内訳書」の「給与賃金の内訳」にマイナンバーの記載があれば更なる所得捕捉が可能となると考えられる。

スキーム図



豊島区の住民税と マイナンバー対応

平成28年9月27日 豊島区区民部税務課

豊島区

高密度でコンパクト、住と商のバランスの 中から新たな価値を創造し続ける都市

○日本一人口密度の高い街

- ・面積 1,301^{ヘクタール}
- ・人口 28万3千人
- ・人口密度 ^{ヘクタールあたり}218人
(※平成20年11月に中野区を抜き日本一に)
- ・駅が多く利便性の高い街

○巨大ターミナル池袋

- ・一日乗降客250万人、世界で二番目
- ・年間2,800万人が訪れるサンシャインシティ
- ・魅力ある池袋副都心の再生に取り組む

○住と商のバランスがとれた街

- ・昔から便利で手ごろな賃貸住宅が豊富
- ・旺盛な大規模マンションの供給
- ・約5割はマンション等に住む世帯



○人の動きが活発な街

- ・転出、転入による人口移動が活発（年間2万～3万人）
- ・昼間人口は43万人、夜間人口の1.6倍

○「おばあちゃん原宿」巣鴨

○マンガの聖地「ときわ荘」

○ソメイヨシノ（桜）発祥の地

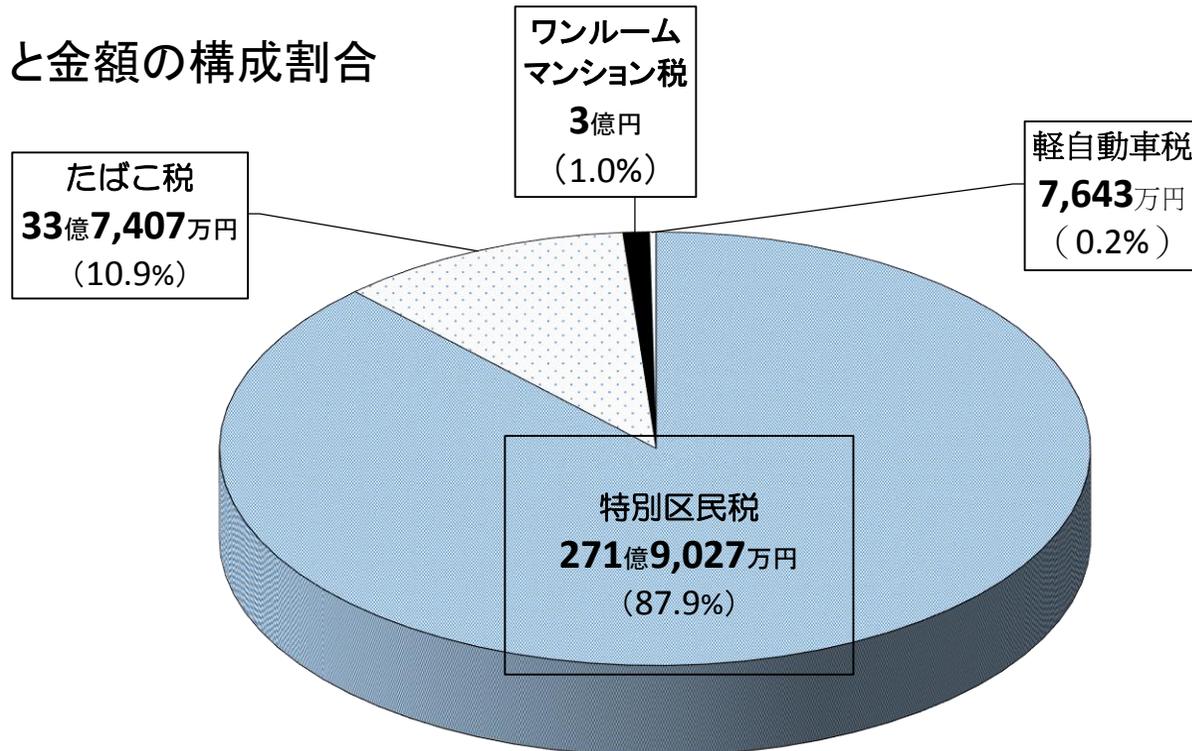
23区唯一の「消滅可能性都市」として、様々な施策を打つ必要あり

1-1. 特別区税の税収と構成割合

・特別区税収入（平成28年度予算額）

309億4,077万円

税目と金額の構成割合



■特別区民税 □たばこ税 ■ワンルームマンション税 □軽自動車税

※狭小住戸集合住宅税
(通称：ワンルームマンション税)
...平成16年6月1日に施行した豊島区
の法定外普通税。
30㎡未満の住戸を9戸以上有する
集合住宅の建築等を行うときに、
一戸につき50万円課税される。

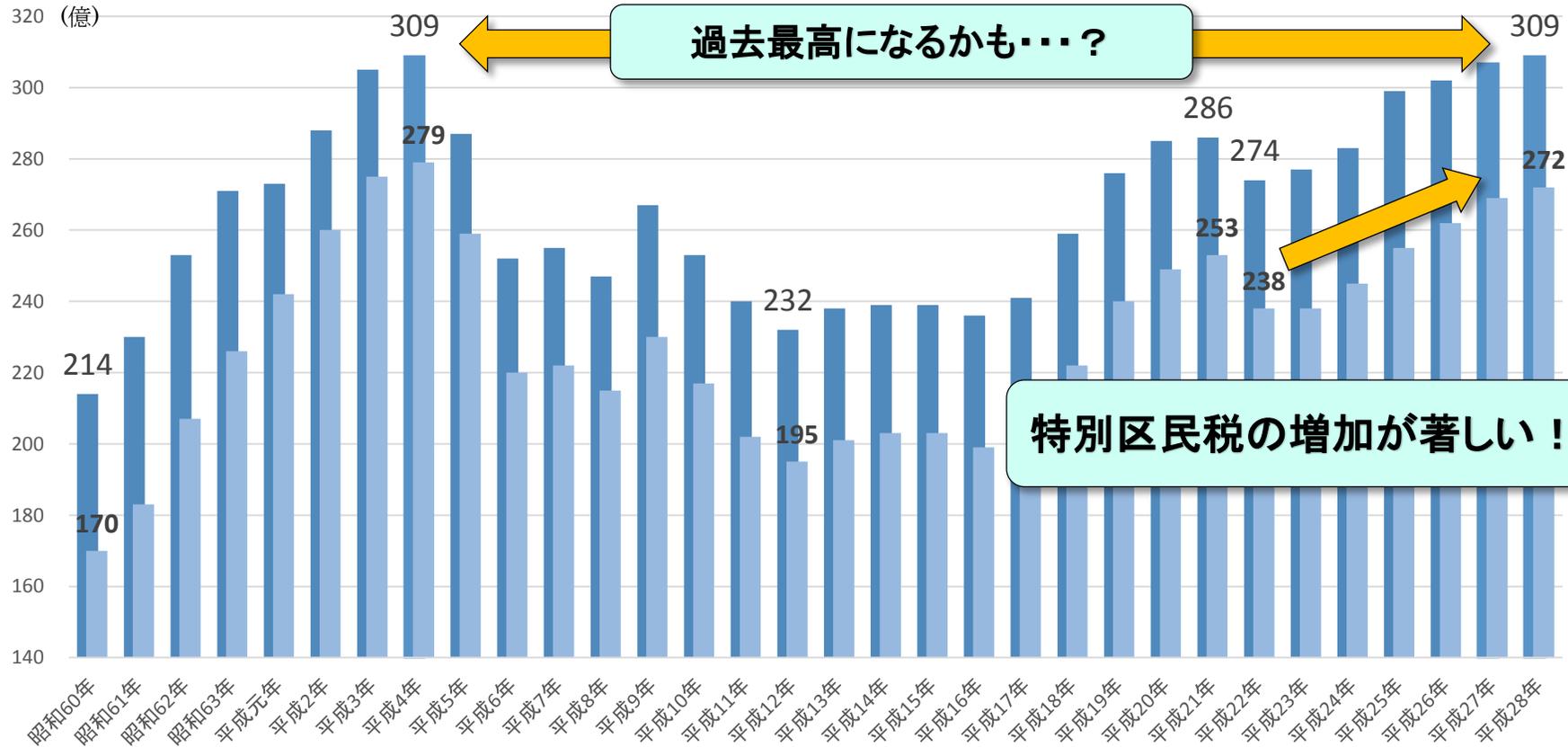
1-2. 区税予算推移

昭和60年度から直近28年度までの区税計および特別区民税の推移をみると、平成23年度以降の収入増加が見てとれる。



区税収入全体では2年連続の300億円超を見込む。

※27年度は補正、28年度は当初予算



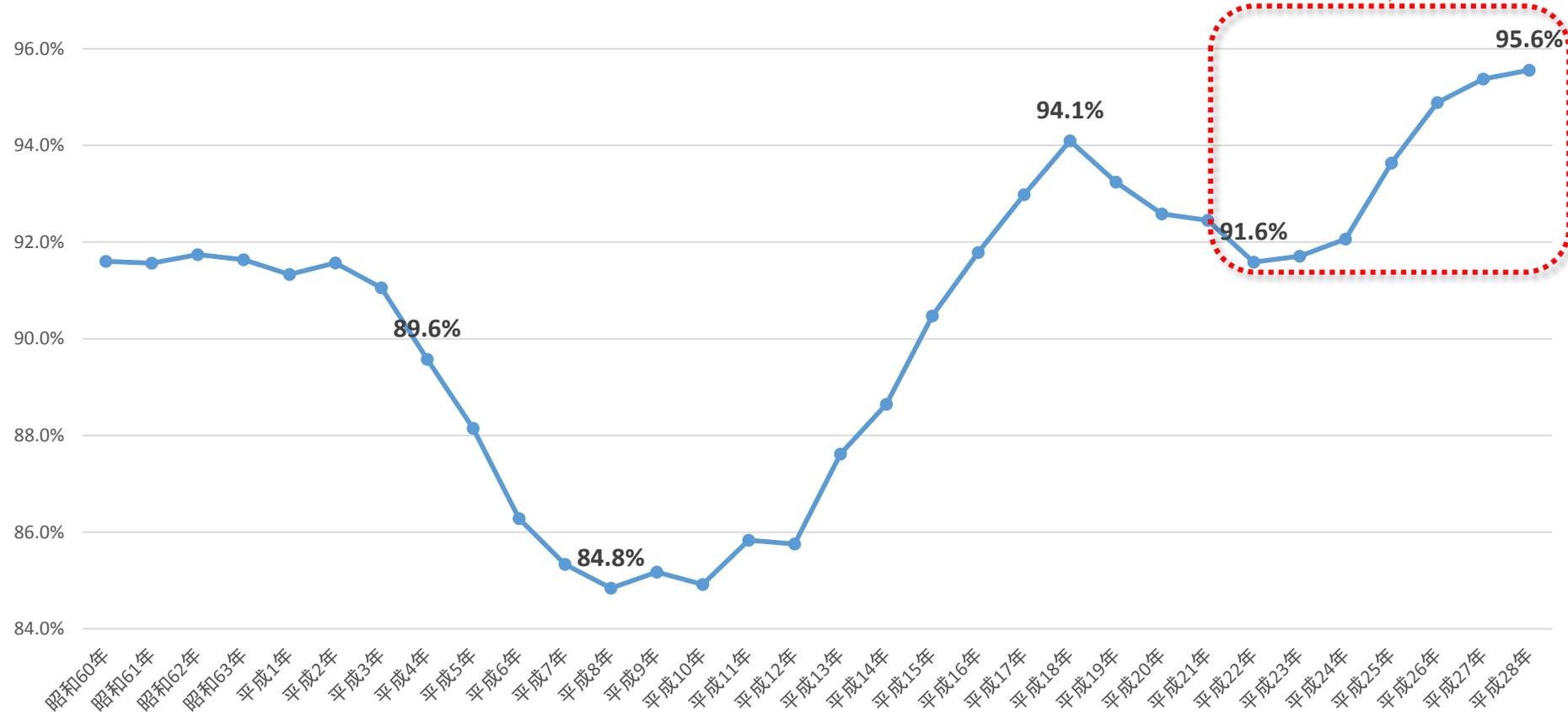
過去最高になるかも・・・？

特別区民税の増加が著しい！

1-2. 区税予算推移

区税全体の収入額は、平成4年以降バブル崩壊やリーマンショックの影響による低迷もあったが、近年増加を続けている。区税込増の最大要因は、特別区民税の増収である。区税の平成28年度決算は、過去最高の平成4年を超える規模になると思われる。収納率も増加が続いている。

・区税計収納率(ほぼ特別区民税の収納率と同じ)の推移



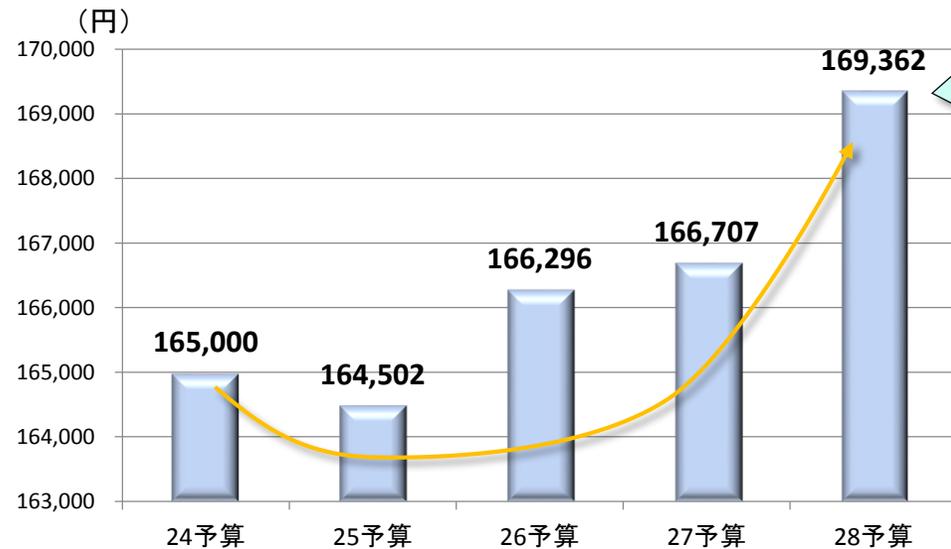
※27年度は補正、28年度は当初予算

1-3. 特別区民税の増加要因

1 一人当たり課税額の増加が税収増を後押し。

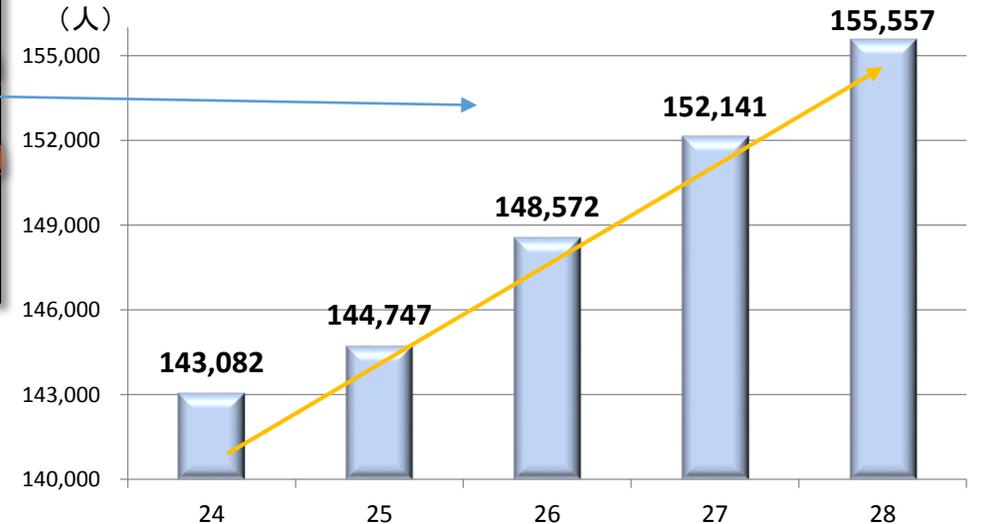
例年、特別区民税の増収は、納税義務者の増加によるものが非常に大きい割合を占めていたが、28年度に関しては、一人当たり課税額の増も大きな増加要因となった。

特別区民税一人当たり課税額(総合課税分、税改除く)予算時点推移



コンスタントに増加している納税義務者と異なり、一人当たり課税額は景気動向等に左右される。

納税義務者 予算時点推移

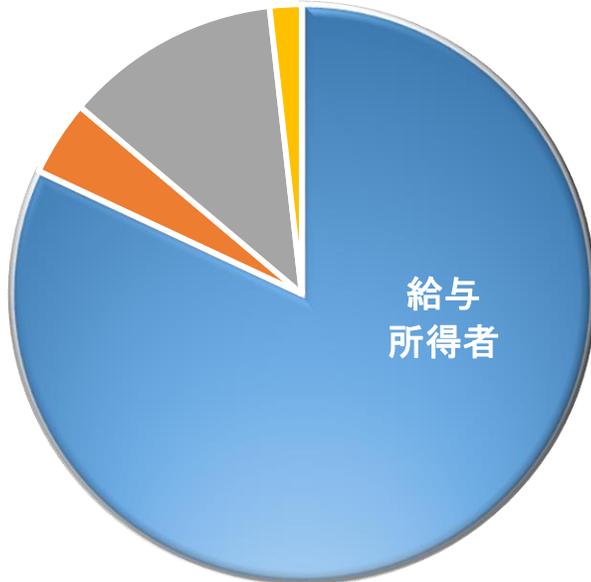


1-3. 特別区民税の増加要因

2 一人当たり「課税額」の元となるのは給与所得。

特別区民税は前年の所得額に基づいて課税される。では豊島区民の「所得」とは、どのような所得が多いのだろうか。

27年度納税義務者の「主たる所得」区分別割合



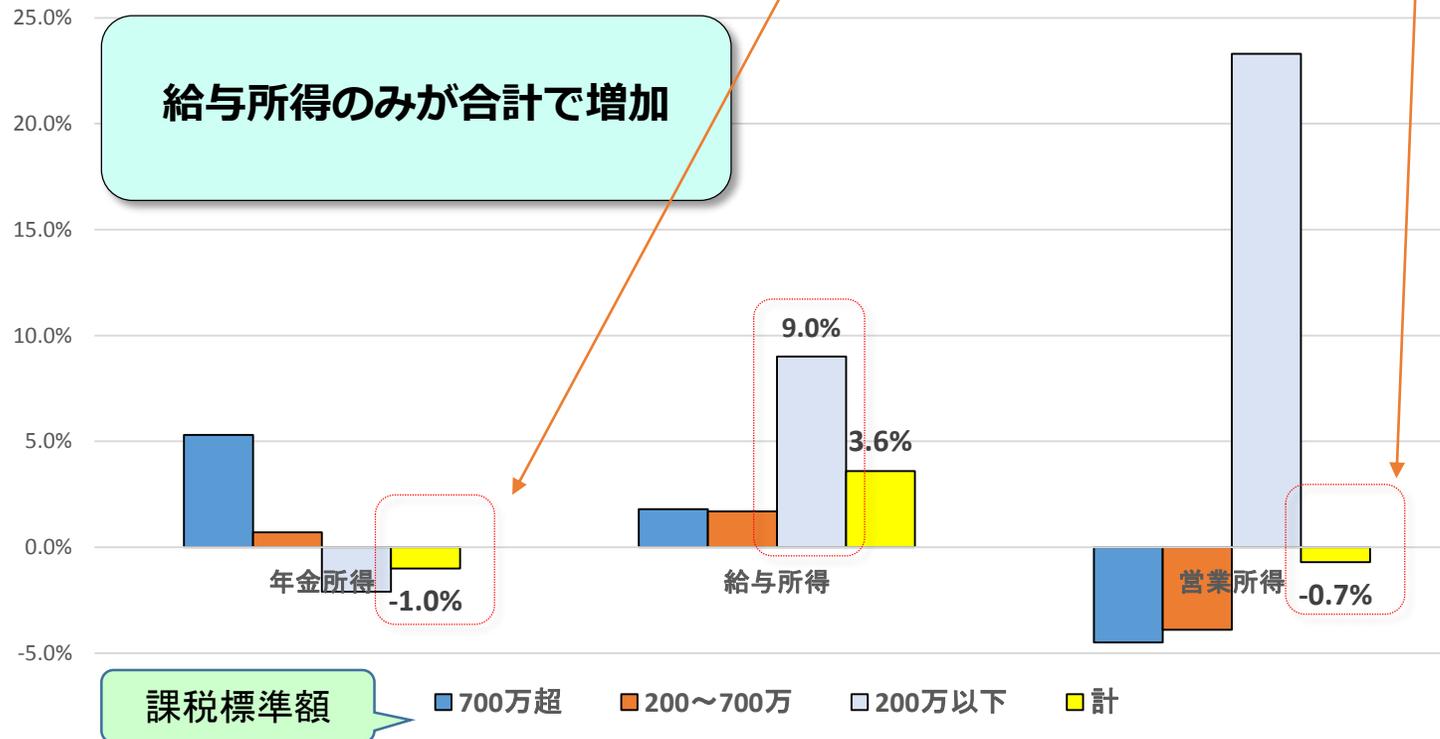
82%の方が給与所得を主な所得としている。
住民税課税額は、給与の動向に左右されることが分かる。

1-3. 特別区民税の増加要因

3 給与所得以外の所得に目を向けると...

全国同様、豊島区民の給与も上昇している。しかし、給与以外の所得には同様の傾向が見られない。事実、政府は低年金受給者には賃金上昇の恩恵が及びにくいとして、臨時福祉給付金の給付を決定している。

・26年中各種所得総額の対前年増減比(26、27年度ともに豊島区で課税されている人を抽出)



2. マイナンバー導入-1. 当初課税事務量の軽減

当初課税事務時、提出された賦課資料と住民登録データの結びつけ事務が大量にある。

審査後リストの見方

A. パンチデータ・電子データの内容
Aの情報をキーに探す。

B. 処理欄

C. 抽出された候補者のデータ

空欄(=現住)
転出
職消
死亡
ダミー ③

登録異動年月日
・出生年月日
・転入年月日
消除年月日
・転出年月日
・死亡年月日
・職消年月日 ④

最新住所が出力される
転出の場合、転出先住所が
出力される ①

空欄:日本人
○:外国人 ②

候補者を抽出した条件 ⑤

候補者がいない ⑥

【住登外ダミー】
豊島区に正当住記がないため作成されたダミーデータ

【5年抹消ダミー】
住記が除票になってから5年経過したため、住記から抹消され、ダミー化されたデータ

① 審査後リストの見方・処理例(1/2)

資料番号 (資料)	指定番号 (資料)	住所 (資料)	カナ氏名 (資料)	生年月日 (資料)	更新 前年 指定番号	住民 コード	住所	カナ氏名	生年月日	外国人	住民 種別	登録異動 年月日	消除異動 年月日	メッセージ
0011000168	000152	122-3-6-303	トシマ イ	S.57.5.14	000152	14980541	373-6-2	トシマ イ	S.57.5.15			S.57.5.15		(住記)カナ氏名のみで マッチしました
0011000168	000152	122-3-6-303	トシマ イ	S.57.5.14		02034301	122-3-6-101	トシマ ベツジ	S.57.5.14		H26.1.15			(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメイ	S.44.5.3		04173619	015-4-3-1101	コホネ 玲	S.44.5.3		H11.11.11			(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメイ	S.44.5.3		00278908	015-4-3-201	コホネ シホ	S.44.5.3		死亡	H.20.5.21	H.22.1.17	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメイ	S.44.5.3		13743643	015-4-3-999	コホネ ショウコ	S.44.5.3		職消	S.60.1.16	H.22.2.2	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメイ	S.44.5.3		14803950	143-12-1	コホネ ゼンメイ	S.52.5.2			H.13.4.1		(住記)カナ氏名のみで マッチしました
0011000298	004453	374-28-12	コホネ ナシ	S.54.5.13										住記該当なし
0011000301	800109	071-18-1	ゼンネン ダミー	S.41.12.8	800109	13259821	東池袋1-18-1	ゼンネン ダミー	S.41.12.8		ダミー			【住登外ダミー】 (住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000301	800109	071-18-1	ゼンネン ダミー	S.41.12.8		15927632	東池袋1-18-1	トシマ ショウコ	S.41.12.8		職消	H10.10.1	H.22.3.31	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000384	044103	162-22-9	ガイジン イ	S.58.1.21		03684504	162-22-9	ガイジン	S.58.1.21		○	H.20.9.4		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000432	000123	301-1-1	フクシマ イ	S.44.4.4		14625351	301-1-1	フクシマ イ	S.44.4.4		○	H.22.2.1		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000432	000123	301-1-1	フクシマ イ	S.44.4.4	000123	14320614	池袋1-1-1	フクシマ イ	S.44.4.4		ダミー			【住登外ダミー】 (住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000499	000123	302-2-2	ガイジン ネンメイ	S.55.5.5		15525589	302-2-2	フクシマ コウケン	S.55.5.5		○	H.20.3.15		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000509	000123	303-3-3	ガイジン ツクミ	H.1.2.1		14413227	303-3-3	ネンメイ	H.1.2.1		○	H.23.5.6		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000777	800105	023-3-2	トシマ イ	S.52.10.17		14120801	神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号 テストマンション101号	トシマ シンゴウ	S.52.10.17		転出	H.18.6.30	H.24.6.26	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000777	800105	023-3-2	トシマ イ	S.52.10.17		02034301	023-3-2	トシマ シンゴウ	S.52.10.17			H.26.1.2		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000777	800105	023-3-2	トシマ イ	S.52.10.17		12003417	東京都練馬区保台1丁目1番1号 テストマンション101号	トシマ イ	S.52.10.17		ダミー	H.12.3.16	H.16.3.5	【5年抹消ダミー】 (住記)生年月日・住所 のみでマッチしました

【審査後リスト】
提出された賦課資料と
住民登録データを照らし合わせ
照合先が正しければ照合する。

一回当たり2000~5000件ほど調査する
時期をずらして5回ほどあるため
毎年10,000~20,000件の調査が発生。

28年度は総合計15,800件程度の調査。

別人チェックリスト(1.5次審査)の見方・処理例

A. パンチデータ・電子データの内容

B. マッチングしたデータの内容

C. 処理経過の記載欄

イメージ連番	カナ氏名 (資料)	生年月日 (資料)	住所 (資料)	住民コード	カナ氏名	生年月日	住所	外国 人	優先 設定	メモ	処理欄
0011000012	トシマ 伊 島 竜	S.52.5.12	025-16-4-512	11261358	スガモ ヘツジ 景徳 別人	S.52.5.12	025-16-4-1201			課税時注意	別人 K01234567に修正
0011000123	トシマ ニ 島 式	S.45.8.20	013-2-1-1101	11261358	ゴゴメ ヘツジ 助辺 別人	S.45.8.20	013-2-1 -999				別人 該当者なし。住民コード解除。
0011000168	トシマ リュウジ 島 隆司	S.57.5.14	122-3-6-303	14980541	トシマ 勉	S.57.5.14	122-3-6-303				○
0011000384	ガイジン 外人	S.58.1.21	162-22-9	3684504	ガイ	S.58.1.21	162-22-9	○			○
0011100499	ガイジン ホンミヨウ 外人 本名	S.55.5.5	302-2-2	15525589	ツウショウ ヲウセ 通称 優先	S.55.5.5	302-2-2	○	通名		本名優先に修正
0011000509	ガイジン ツウメイ 外人 通名	H.1.2.1	303-3-3	14413227	ホソ 本名	H.1.2.1	303-3-3	○	本名		通称名優先に修正
0011001613	氏名 空欄	S.51.9.4	163-13-7-707	667706	シメイ クウソ 本名	S.51.9.4	163-13-7				○
0011004453	キョウセイ ショウ 旧姓 使用	S.56.3.27	402-12-14	1724941	ホンミヨウ ヲウ 本名 使用	S.56.3.27	402-12-14			同一人	特微で前年旧姓ゾミのため、 *12345678に修正

外国人の場合に「○」を出力。
通称名がある場合、優先設定欄に「本名・通称名」の優先区分を出力。
通称名がない場合、優先設定欄は空欄。
①

・課税時注意
課税時注意のメモのうち、本文に「別人」の文言がある場合に出力。
・同一人
日本人で同一人のメモがある場合に出力。
②

【別人チェックリスト】
審査後リストと同じように
賦課資料と住民登録データを
照らし合わせ、照合先が正しければOKと
する。
審査後リストと違うところは
すでにデータの結びつけはされており、正
しければそのままとし、
違っていれば結びつけの解除が
必要となる。
比較的外国人が多く出力される。

こちらにも年に5回に分けて調査がある。
28年度は総合計3,200件ほどの調査。

【現状の問題点…】

- 結びつけが正しくできなかったデータをリストとして出力し、職員が1件1件資料を確認し、データの結びつけを行っている。
- 外国人の住民登録と賦課資料の読みが一致するか判断できない場合は翻訳サイト等で確認している。
- 特別徴収で提出された賦課資料は住登外課税を行っているため、住民登録が確認できない場合は職員がデータを作っている。名前等で性別が確認できなかったり、不明点があれば会社にもその都度問い合わせをしている。
- この時点で住民登録が確認できない普通徴収は住なしとして、後で調査することとなっている。

【マイナンバーが活用できれば】

- ・データ照合確認リスト量の軽減
- ・住基での確認・会社等への問い合わせが不要となる為事務作業時間の軽減
- ・別人へのデータ照合ミスが少なくなる

ただし課題も・・・

マイナンバーによって照合された住民登録データと賦課資料に相違があった場合、マイナンバー以外にどこを確認して本人であるとするか。

現状は名前・住所・生年月日の一致を確認している。疑わしい場合には無理やり住民への結びつけを行っていない。

賦課資料に誤った番号が記載された場合、別人に資料が照合してしまう可能性も・・・

2. マイナンバー導入-2. 賦課資料の住民登録地調査事務の軽減

本人や会社から提出された賦課資料に記載されてる住所で住民登録が確認できない資料は調査を行っている。

List_住なし(給報) 2016年6月24日

イメージ連番	カナ氏名	住所	生年月日	給与支払額
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥50,135
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥31,913
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥109,289
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥217,186
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥181,740
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥23,815
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥94,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥30,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥91,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥325,500
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥13,400
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥2,364,507
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥768,506
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥109,406
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥462,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥17,375
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥3,076,012
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥351,996
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥757,894
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥950,012
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥376,650
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥373,413
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥248,750
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥195,443
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥1,674,300

【住なしリスト】

- ・給与支払報告書、確定申告書の住所情報を確認する。近隣住所に住民登録がないか、過去に回送先に回送していないかを確認し、確認が取れない場合は、会社または本人へ照会文書を送付する。
- ・期限を設けて照会をかけるが、返答がないことが多々ある。そのまま判明せず、調査終了となるケースが多い。
- ・調査対象となるものが多く、照会文書を含めた郵送資料を作成するのに時間がかかる。

確定申告書・給与支払報告書別にリストがあり、合わせて5,000件以上の調査が必要。
100万円を超える資料(データ)を優先的に調査している。

参考：課税資料（給報等）の入力作業

【現状】

氏名・生年月日・住所を基に税務システムで検索し、対象者を見つけている。

個人住民税 個人照会 対象者検索			
検索(0)	クリア(K)	前該当一覧表示(Z)	戻る(C)
氏名(S)	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 前方一致	
生年月日	<input type="text"/>	性別 <input type="text" value="指定なし"/>	
住所	<input type="text"/>	<input type="text" value="管外住所"/>	
番地	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
個人番号	<input type="text"/>	住民コード <input type="text"/>	世帯コード <input type="text"/>
事業所指定番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
通知書番号	<input type="text"/>	調定年度 <input type="text" value="指定なし"/>	
資料番号	<input type="text"/>	徴収区分 <input type="text" value="指定なし"/>	
イメージ連番	<input type="text"/>		
課税年度	<input type="text" value="平28"/>	年度	最大取得件数 <input type="text" value="200"/>
前処理者履歴	<input type="text"/>		<input type="text"/>

【現状の問題点…】

外国人(特に中国人)は探しづらい。
氏名表記が統一されていないことが多いため、対象者を探すのに時間がかかる。

例1) 氏名が給与支払報告書では漢字表記、システム上ではローマ字表記。

例2) 通称名を使用している者。

検索時間(日本人): 1件あたり平均10秒
(外国人): 1件あたり平均3分

マイナンバーにより 個人の特定が確実・容易になる

給与支払報告書（個人別明細書）

氏名												職種別			勤務用番号			年		
支払 を受ける 者	任用 区分	住所 [受取者番号]										[個人番号]								
												[付属区分]								
												[フリガナ]								
種類別			支払金額			前年所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収金額								
			円 千 百			円 千 百			円 千 百			円 千 百								
控除対象 配偶者		老人	配偶者特別 控除の額		控除対象扶養親族の額 （配偶者を除く。）						所得補填 扶養親族 の額	障害者の額 （本人を除く。）		通勤住宅 である 親族の額						
専	専		円	円	人	人	人	人	人	人	円	円	人	人						
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額											
円 千 百			円 千 百			円 千 百			円 千 百											

- ① マイナンバーが課税資料に記載されていれば、個人の特定が確実・容易になり、作業時間の軽減に繋がる。
- ② 誤って別人（同姓同名など）に課税することが防げる。

【マイナンバーが活用できれば】

- ・調査リスト量の軽減
- ・照会文書作成などの手間が省け、事務作業時間の短縮
- ・照会分を送付し、返信があるまでの時間がなくなるため、早い時期に正しい住民登録地へ賦課資料を回送できる。

ただし課題も・・・

マイナンバーの記載がないもの、誤った記載がされているものがあれば現在と同じように調査が必要となる。

量は軽減されるが、リストが0になるのは難しい

2. マイナンバー導入-3. 扶養調査作業

【現状】 被扶養者の所得照会を書面で行なっている。

様

豊島区長
高野 之夫



平成28年度特別区民税・都民税における扶養控除の適用について(照会)

平成28年度特別区民税・都民税において、本区の納税義務者が、貴市区町村に住所を有すると思われる方を被扶養者としています。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、下記被扶養者の平成28年度の所得・扶養状況等を調査の上、平成28年9月27日までにご回答くださいますよう、お願いいたします。

記

当区の納税義務者

氏名		生年月日	
1/1住所		整理番号	

被扶養者の所得状況 (未申告の場合はその旨を備考欄にご記入ください)

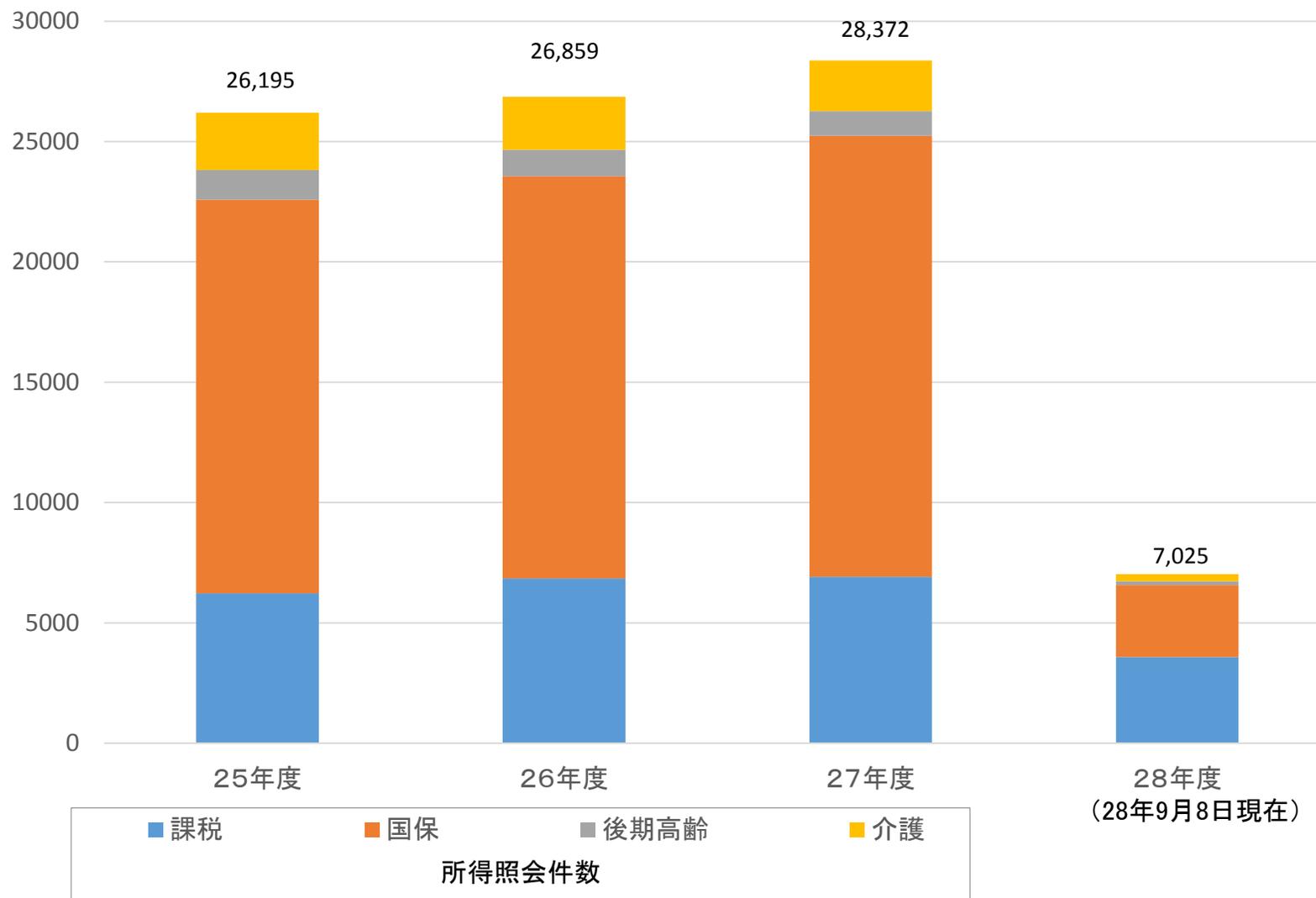
氏名		生年月日	
住所		続柄	
所得の種類	収入額	所得額	
給与	円		円
公的年金			
所得			
所得			
合計所得金額 (分離課税特別控除前)			
住民登録(1/1)	有・無・該当者不明 (転入・転出の場合 年 月 日より・へ)		
備考			

【現状の問題点…】

- ① 所得照会の件数が多く、一括発送後は各自で照会文書を送送するなど事務負担が大きい。
参考：扶養調査照会件数13,068件（H28）
内）所得照会件数3,593件（H28）
- ② 回答側も対象者を検索し、書面に状況を記入・返送するなど、時間や手間がかかっている。
- ③ 所得照会を出してから回答がくるまでに時間がかかる。

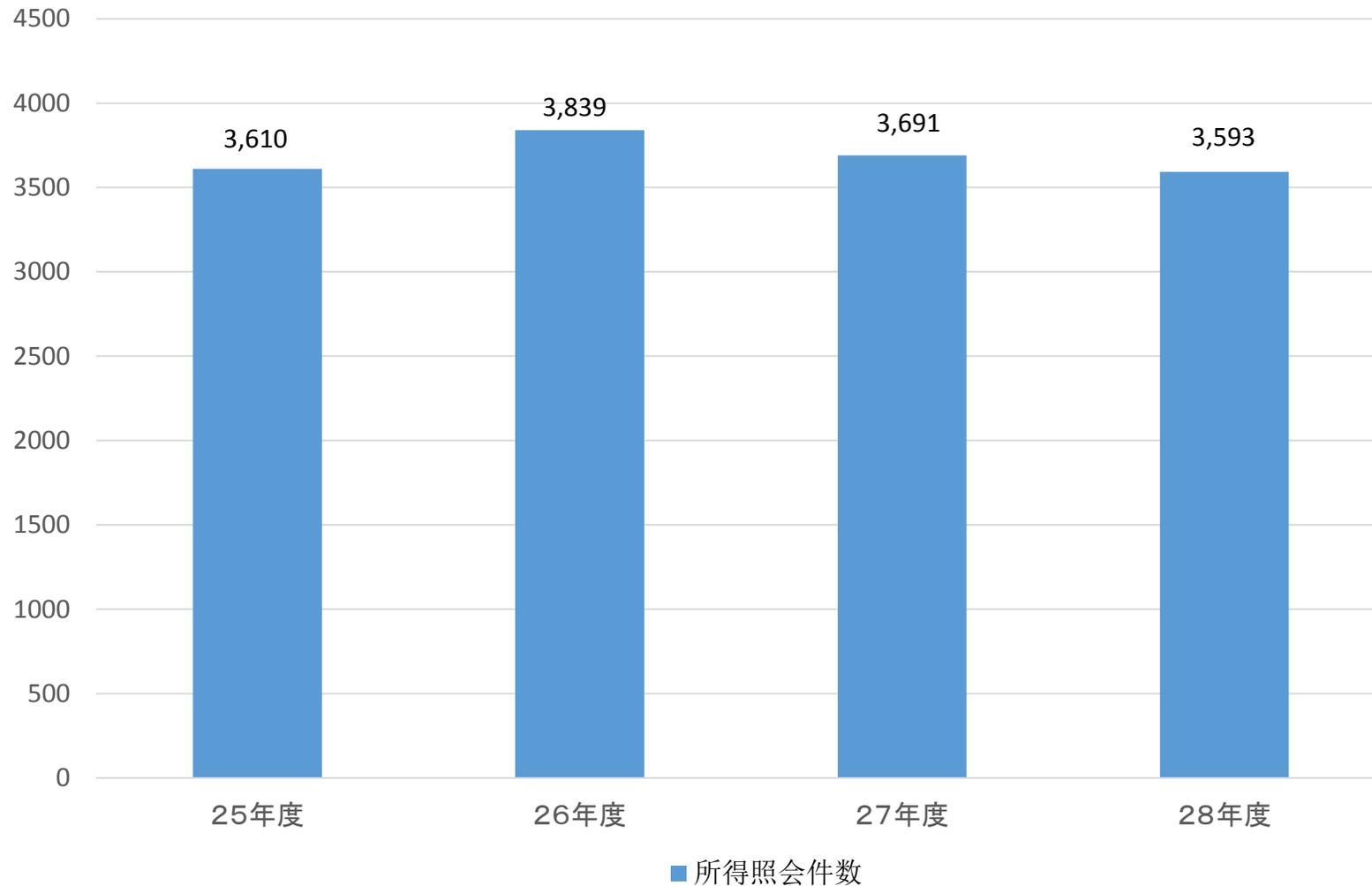
他自治体から豊島区税務課への所得照会件数

～ マイナンバー導入により事務軽減が見込まれるもの1～



豊島区税務課から他自治体への所得照会件数

～マイナンバー導入により事務軽減が見込まれるもの2～



【マイナンバーが活用できれば】

情報提供ネットワークシステムの使用により事務負担軽減

システムの使用により、所得情報等の提供・取得を行なうことができるため、従来の書面による照会を行なう必要がなくなる。

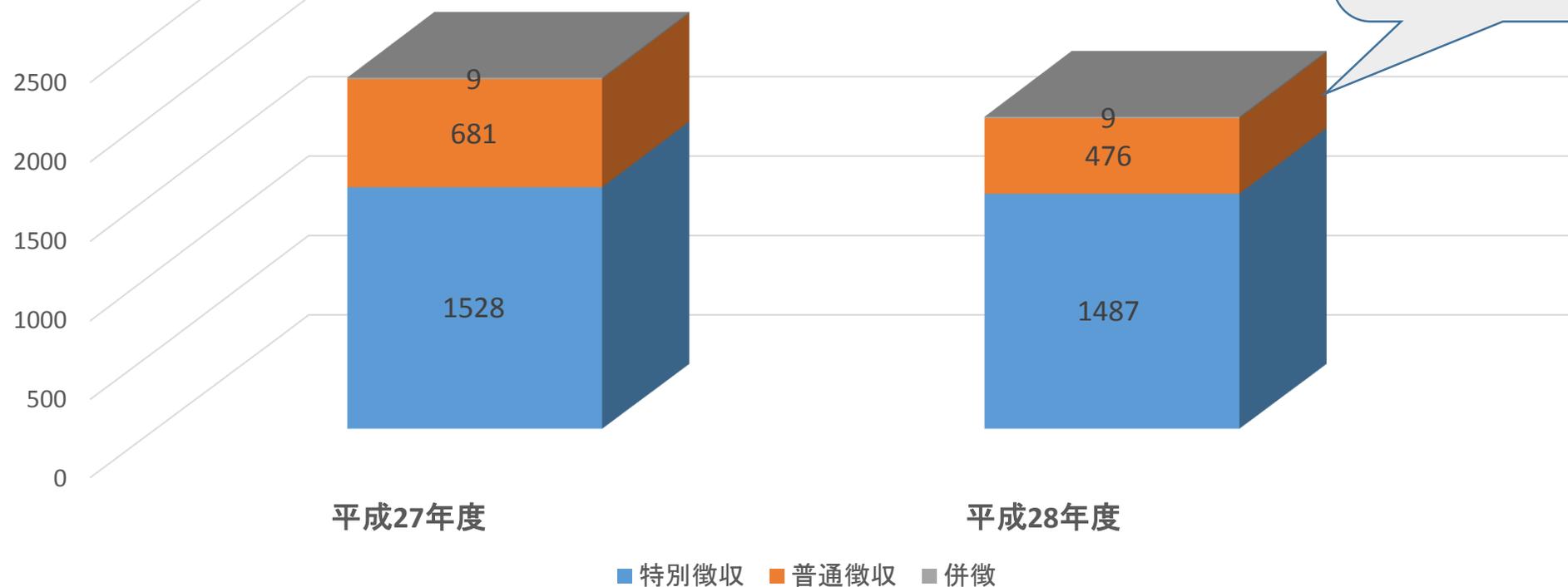
- ① 照会・回答にかかる事務負担が軽減される。
- ② 即時、情報を取得することができるため、タイムラグが発生しない。

ただし課題も・・・

住民登録外課税者の所得情報の照会・回答

3. 住登外課税者（豊島区の場合）

住登外課税者（直近2年の傾向）



3. 住登外課税者（マイナンバーへの対応）

1. 普通徴収者対策

- ・マイナンバー導入を機に住登地課税を基本とする
- ・国税連携の際にマイナンバーと住登地とを突合させる仕組みがあるといい

2. 特別徴収者対策

- ・勤務先の理解を得つつ、住登地課税に移行
- ・住登外課税者が残る以上、課税自治体が分かる仕組みが必要

個人住民税における特別徴収税額通知
(納税義務者用)の電子化について

特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化に対する地方団体からの意見のまとめ

○地方団体からは、将来的には特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子化を行うべきとの意見が多かった。

○地方団体が考える電子化の主なメリットは下記のとおり。

- ・市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減
- ・特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)
- ・個人情報の保護が図られる、個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減(マイナポータルへ直接送付する場合)

○一方で、地方団体からは特別徴収税額通知(納税義務者用)の早期電子化の導入については、以下のとおり慎重な意見も多かった。

(マイナポータルへ送付する場合)

- ・高齢者などマイナポータルにアクセスできない納税義務者が残ることに関する事務負担
- ・マイナポータルの普及率が低いうちは電子通知を原則化しても対象者が少なく、電子通知の導入効果が小さい一方、電子通知以外の者に対して書面による通知を行うこととなる市区町村の事務負担が大きい。

(eLTAXを通じて特別徴収義務者を經由して通知する場合)

- ・現行のオンライン化法では、特別徴収義務者を經由する場合、正本通知とはならない。
- ・マスキング処理を施すことができないなど個人情報の秘匿が困難
- ・納税者が受け取る際の真正性の確保の課題

(普通徴収にかかる納税義務者に適用する場合)

- ・市区町村で電子納税を導入していない場合は、改めて書面で納付書を送付する必要がある。

案①(マイナポータルへの送信案)

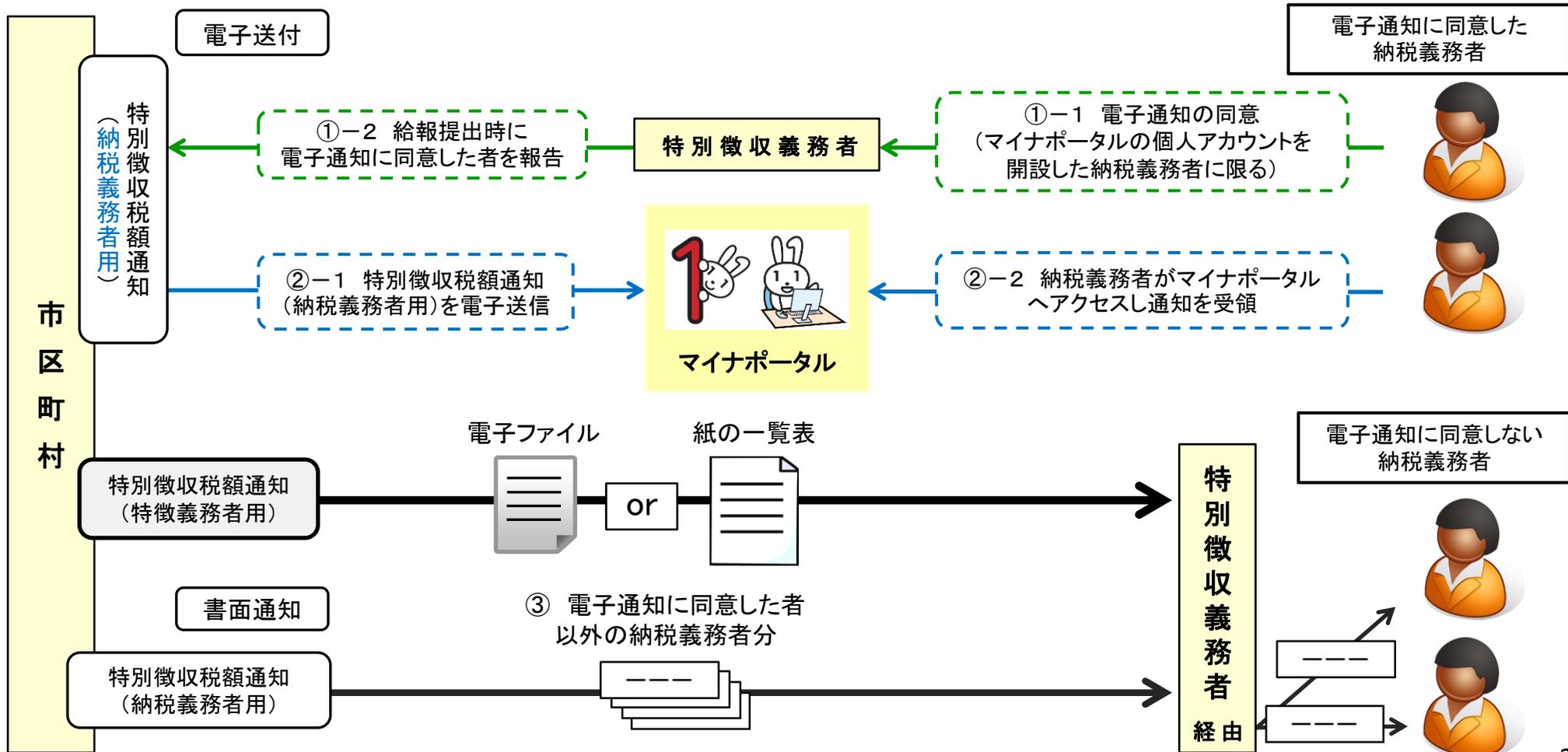
①市区町村は特別徴収義務者からマイナポータルの個人アカウントを開設した納税義務者のうち電子通知に同意する者の情報を
 給与支払報告書により受領

※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)

②同意した納税義務者に対して電子通知をマイナポータルへ送信し、納税義務者がマイナポータルへアクセスし通知を受領

③電子通知に同意しない又は個人アカウントを開設していない納税義務者に対しては従前通り書面にて通知

※特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を改正(電子通知の有無の欄を追加)

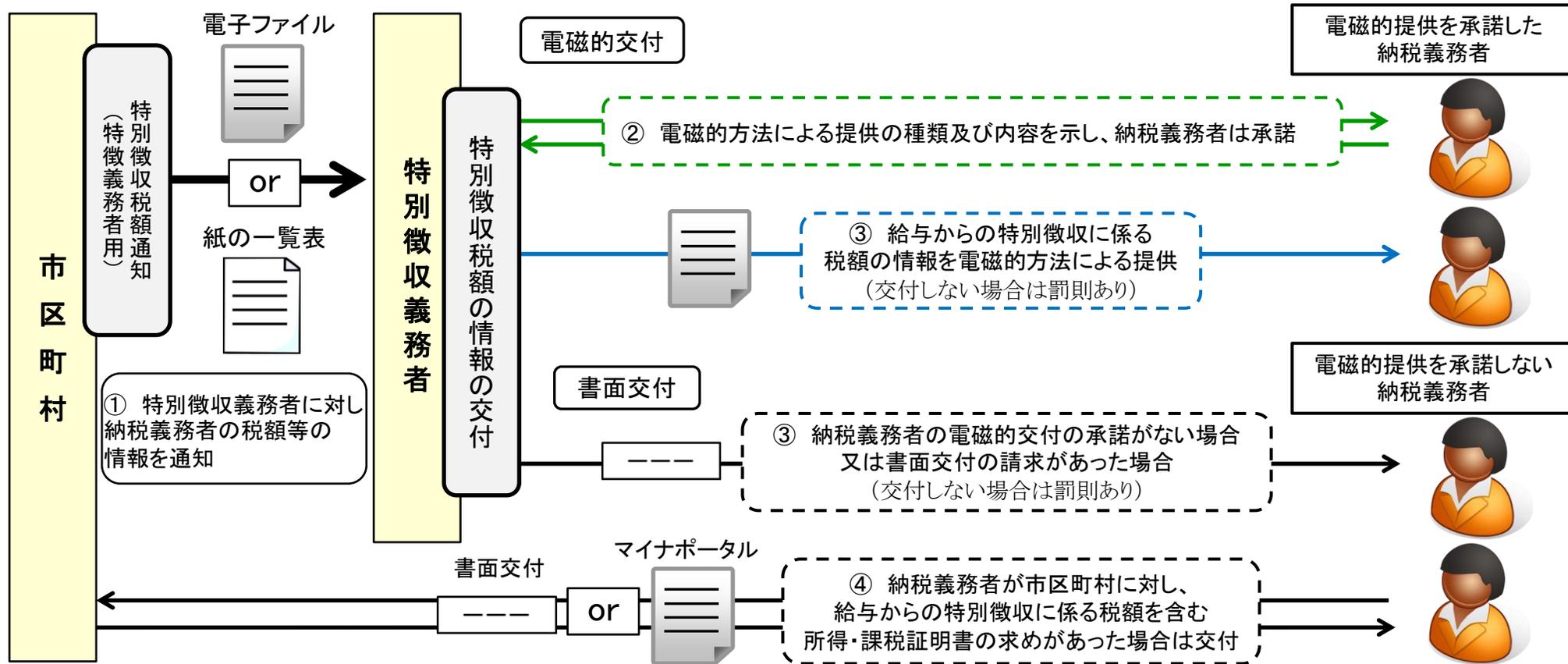


案①(マイナポータルへの送信案)の課題等

- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に通知の電子化を行うことで、特別徴収義務者に見られることなく、確実に到達できる。
- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの個人アカウントの開設が推進されれば、)制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等が減少できる。
- マイナポータルの普及率が向上するまでは、導入効果が低い。
- 市区町村のシステム改修
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加などの改修コストが大きくなる)
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。

案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)

- ①市区町村が特別徴収義務者に対し特別徴収税額通知を送付
 - ②特別徴収義務者は納税義務者に対し電磁的方法による提供の種類及び内容を示し、納税義務者は承諾
 - ③電磁的提供を承諾した納税義務者に対し特別徴収に係る税額の情報进行交付
- ※電磁的提供を承諾しない納税義務者や書面交付の請求をした納税義務者については別途書面交付(交付しない場合は罰則あり)
- ④納税義務者が市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む課税証明書の求めがあった場合は交付



案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)の課題等

○市区町村の事務負担は減少

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の印刷・マスキングのコストが発生しない。
- ・納税義務者用の通知が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収義務者用の電子化率の向上が期待できる。

○特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることとなるため、事務負担が増加する。

(電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。)

○現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)と比べて情報量が減少(基本的に税額のみ)するため、社会保障手続きにおいて課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。

(ただし、平成29年7月からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続きにおいて証明書を添付する必要は大幅に減少する見込み)

○賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について

- ・賦課税目である個人住民税にあつて、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。
- ・課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。

○この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

個人住民税における特別徴収税額通知書の通知項目について

1 昭和29年(地方税法施行時)

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額、税率)

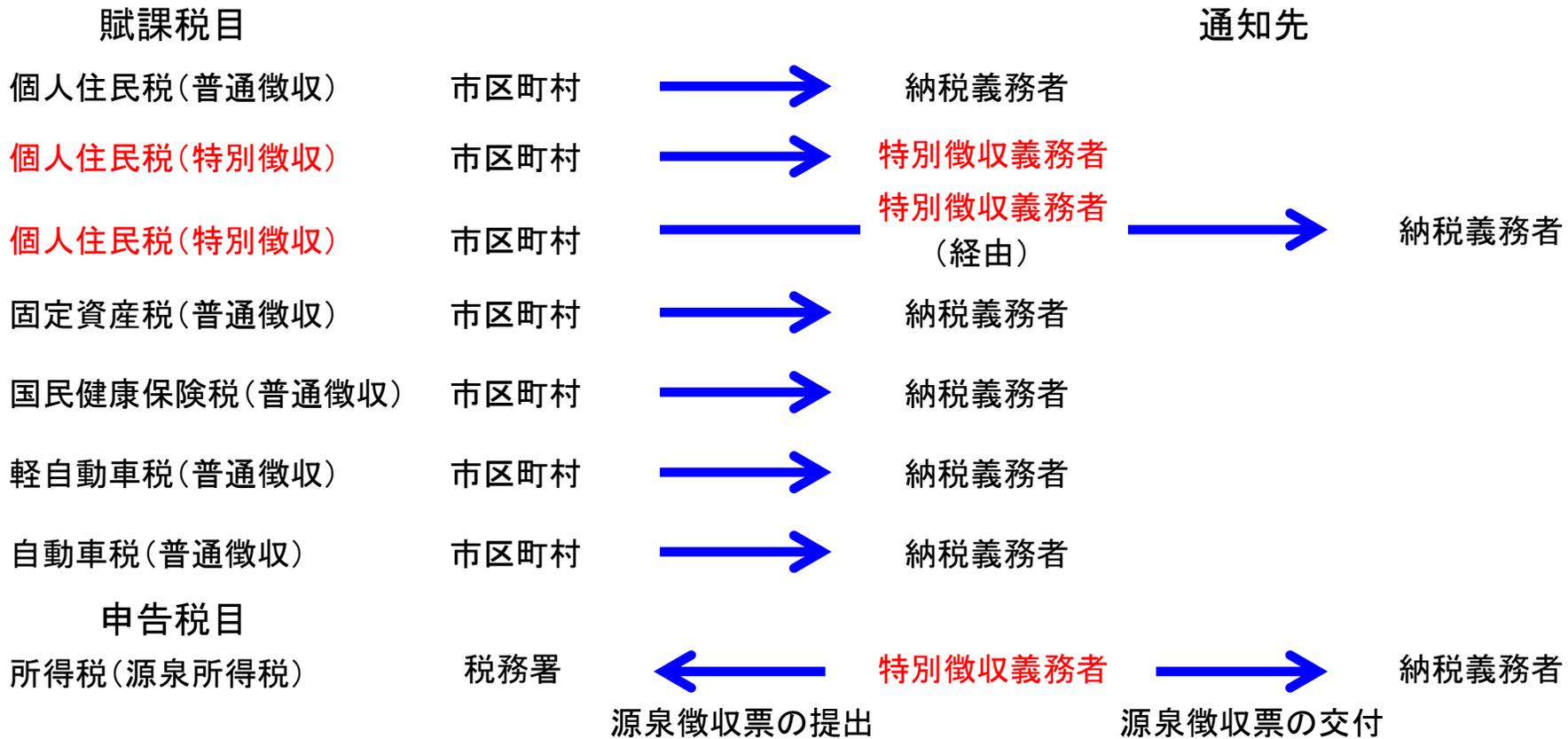
2 昭和52年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額、市町村民税・道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・税額控除額・税率)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・税額控除額、税率)

3 平成5年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、給与収入額、所得額、所得の区分、所得控除額、課税標準額、所得控除内訳、扶養親族、本人区分市町村民税・道府県民税別の所得割額・均等割額・税額控除額、税率)

他の賦課税目との通知の流れの比較



個人住民税における特別徴収については、他の地方税賦課税目とは異なり、地方税(個人住民税)を納付する者が特別徴収義務者であるため、特別徴収義務者及び納税義務者に対して通知している。

納税義務者に対しては他の賦課税目と同様に税額の算定の基礎となった課税標準額等を通知する必要がある。

地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(用語)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

個人住民税の現年課税化について

「平成27年度個人住民税検討会報告書(切替年度に関する論点)」(抜粋)

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

(3) 切替年度に関する論点

本年度の検討会では、個人住民税の現年課税化を行う場合の切替年度の税負担のあり方についても検討が行われた。

この点に関しては、切替前後2ヶ年度分のうち、いずれかの年度分(例えば、税額の高い年度分)を徴収すればよいという考え方や、所得課税の公平確保のためには2ヶ年度分とも徴収すべきという考え方などが従来から存在し、これまでのところ、この点について十分に検討・整理が深められている状況にはない。

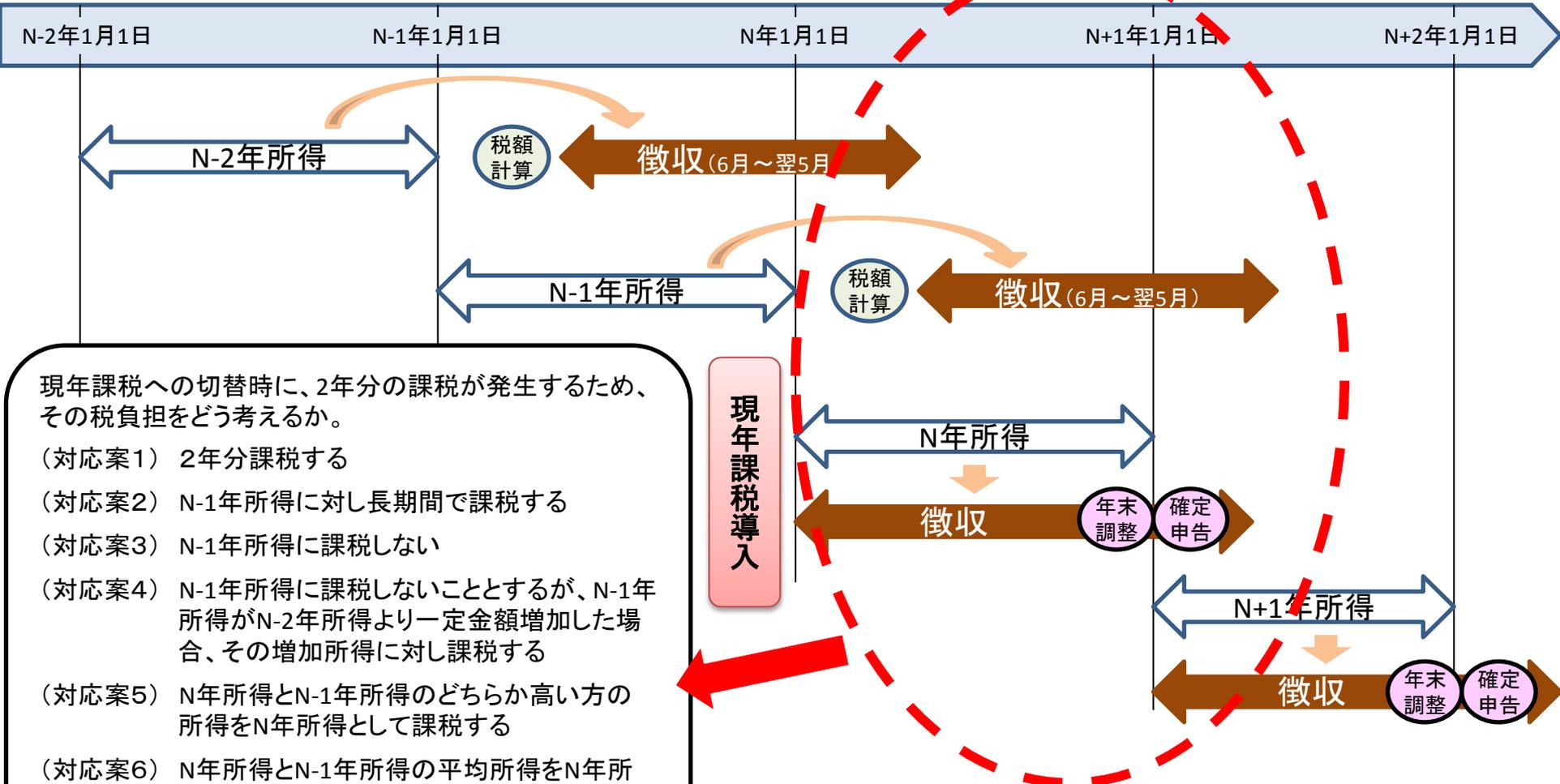
このうち、前者のような取扱いを検討する場合においても、切替に係るある年度について、給与所得以外の所得(事業所得、不動産所得、雑所得等)を引き続き課税対象にしつつ、給与所得のみを当該年度だけ非課税にすることは、同一年における所得間や納税者間の課税の公平性を担保できず、採用しがたいものと考えられる。また、全ての種類の所得を通じてどちらかの年度分を徴収しないこととする~~こと~~については、世代間の損得や所得課税の公平の観点からの慎重な検討が必要と考えられる、との意見があった。

今後、切替年度の取扱いについて検討する際には、ある年度に2ヶ年度分を納税してもらうことが納税者に受け入れられるか、という論点や、全ての種類の所得について個人住民税を課税しない年度を設ける場合に予想される様々な論点(世代間の公平性、資産性所得などの年度間変動が大きい所得の取扱い、分離課税との関係、福祉施策等に必要となる所得把握の方策、統計データが不連続となる年度の発生など)について、慎重な検討が必要と考えられる。

切替年度の税負担のあり方

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

- (対応案1) 2年分課税する
- (対応案2) N-1年所得に対し長期間で課税する
- (対応案3) N-1年所得に課税しない
- (対応案4) N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する
- (対応案5) N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する
- (対応案6) N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する
- (対応案7) N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する

切替年度の税負担に係る各対応案の検討

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。 ●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。
対応案3	N-1年所得に課税しない	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。 ●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。 ●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。

(参考)現年所得課税移行時における課税方法

■昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

(1)昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

(2)昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

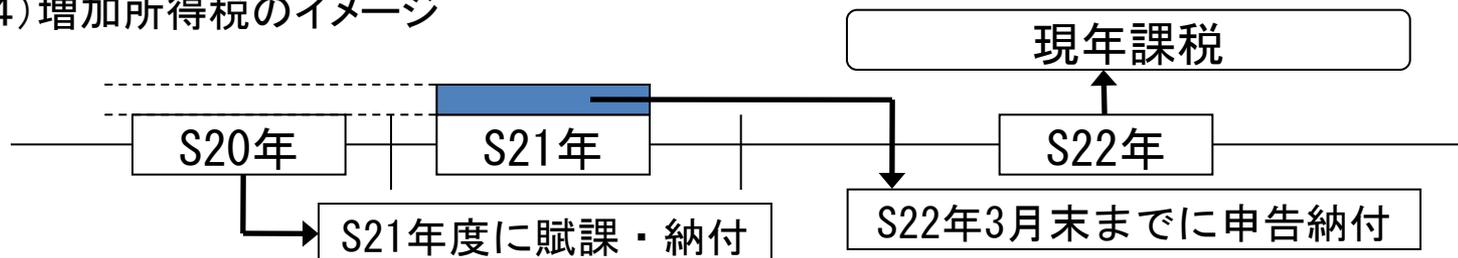
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

(3)増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

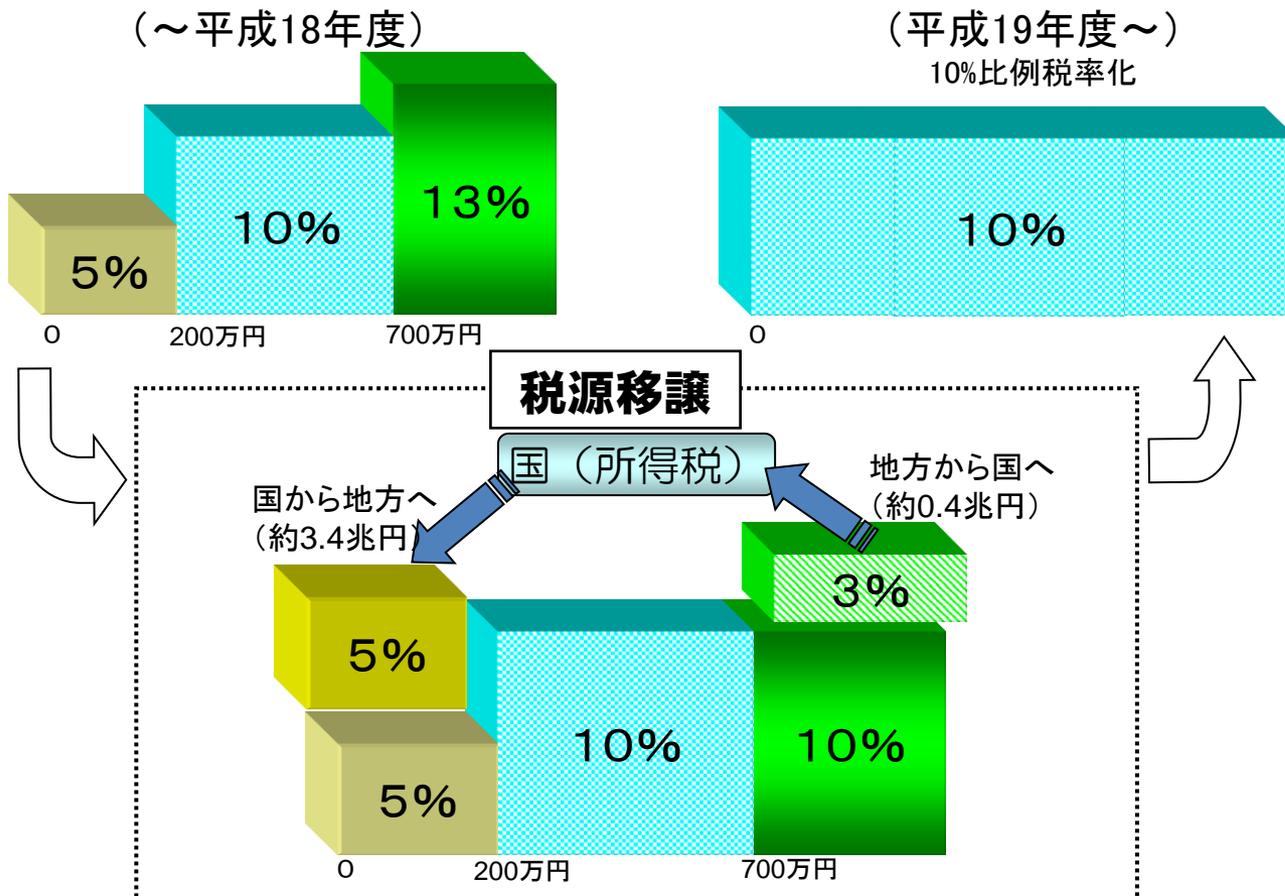
(4)増加所得税のイメージ



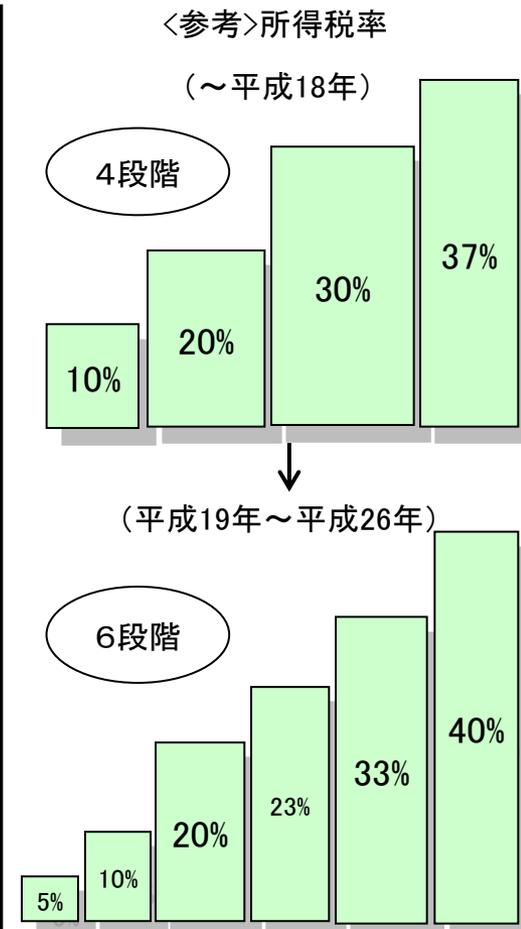
(参考) 税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

- 平成18年度税制改正において、所得税及び個人住民税の税率構造を改め、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲を実施。
- 税率構造の改正は、平成19年分以後の所得税、平成19年度分以後の個人住民税について適用。
- ⇒ 国・地方のトータルの税収及び個々の納税者の負担が極力変わらないよう(※)に制度設計。

※所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため調整控除が創設された。



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる **5**

参 考 资 料

現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

赤色：企業における税務事務

(1月) (12月) (1月) (6月) (翌年5月)

税務署

(1ヶ所の税務署)

納付



必要な人のみ
確定申告

※大部分の給与所得者は、年末調整で完結。
※給与の年間収入金額が2,000万円を超える場合、医療費控除、寄附金控除を受ける場合等は確定申告が必要。
給与所得者の納税義務者数：約4,100万人
給与所得者に係る確定申告者数：約900万人(22%)

企業



年末調整

年間総支給額

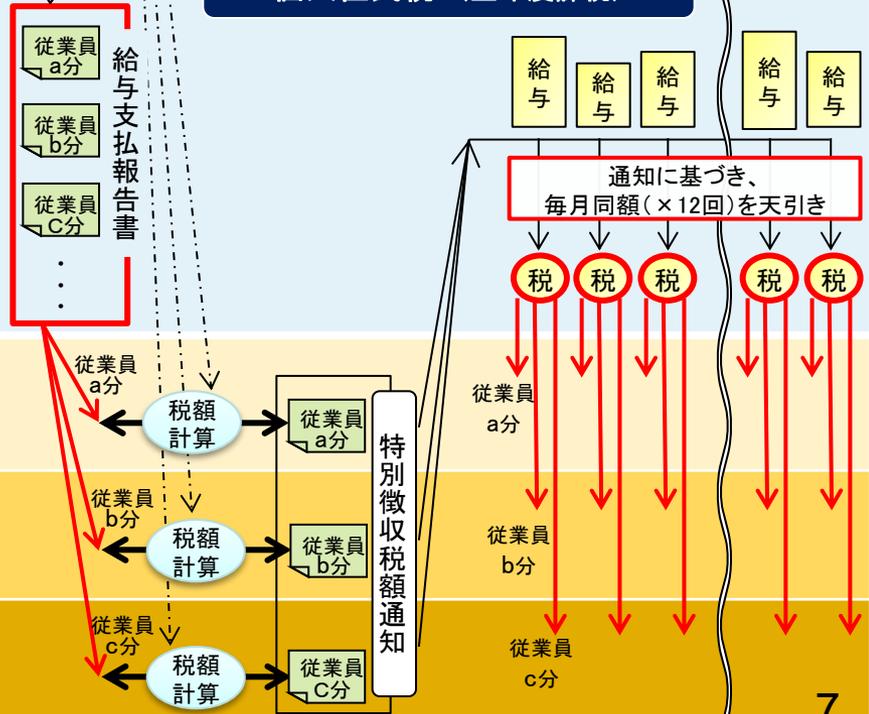
所得税 (現年課税)

- ・毎月の支払額に応じて、企業が税額を計算し、給与天引きを行う。
- ・1年間の天引き額と本来納めるべき税額を調整(年末調整)する必要がある。その際、従業員から提出された申告書により各種控除を反映。
- ・納付先は税務署1ヶ所。

確定申告書情報
(国税庁→各市町村)

- ・年間の給与総額を翌年1月1日時点の従業員所在の市町村へ報告。
- ・市町村からの通知に基づき、毎月同額を天引きするため、企業で税額の計算は行わない。
- ・納付先が複数市町村にまたがる。

個人住民税 (翌年度課税)



A市

B市

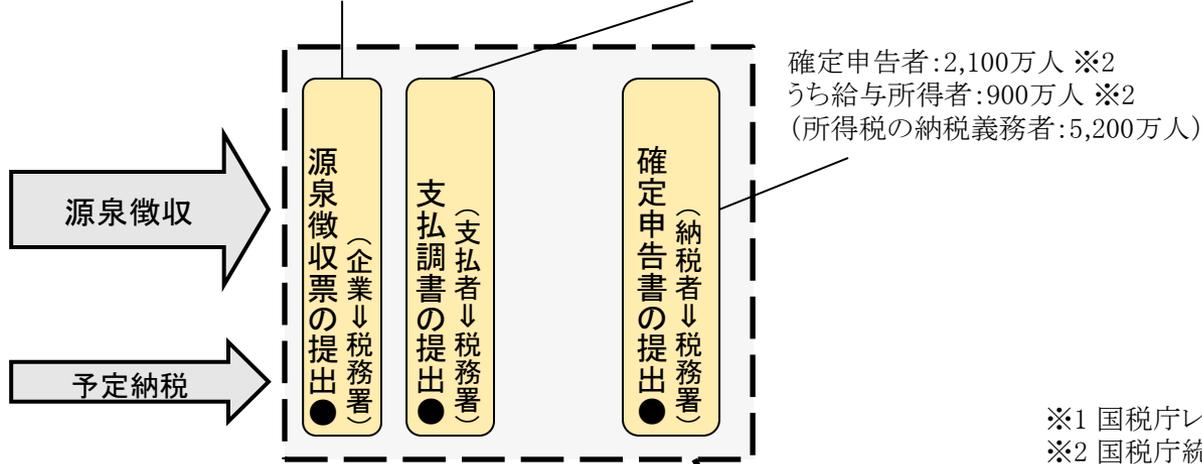
C市

所得税・個人住民税における所得把握イメージ

給与収入500万円超の者の情報
【1,900万枚 ※1】

(例)原稿料・講演料等の収入5万円超の者の情報など
【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書:2,000万枚 ※1】

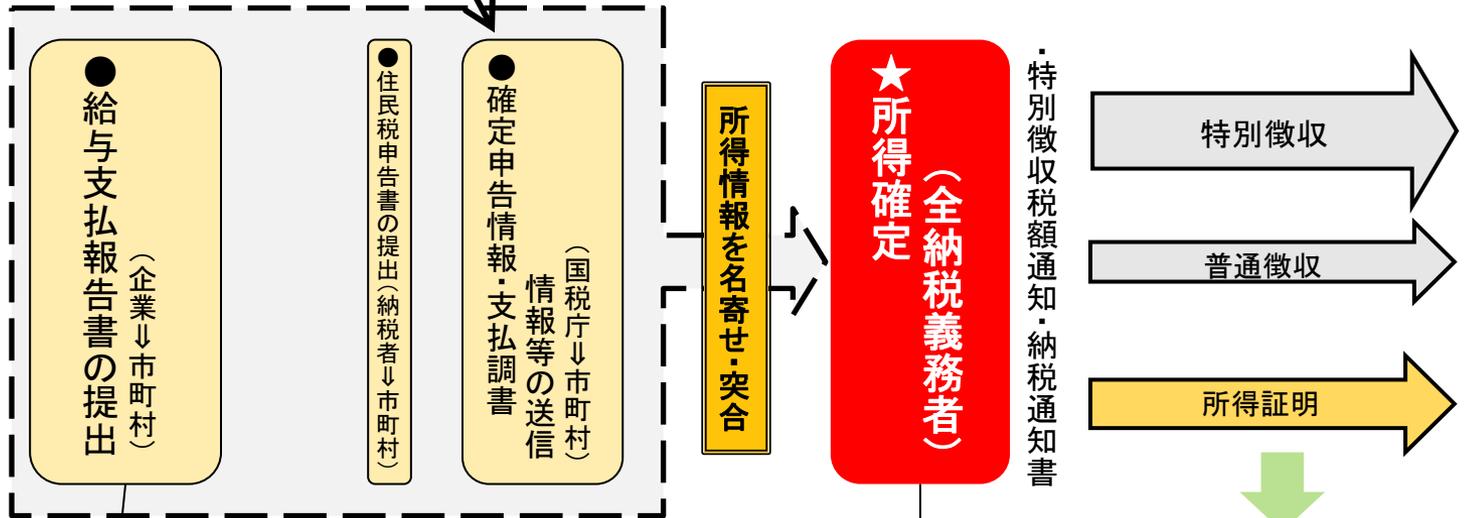
所得税



※1 国税庁レポート2014
※2 国税庁統計年報

12月 1月 3月 4~5月 5月

個人住民税



1月1日現在の全給与所得者の情報
【給与収入のある者のうち納税義務者数:4,700万人】

【所得割の納税義務者数:5,600万人】